

# 須田藤の木遺跡調査報告

—平成11年度 主要地方道小矢部伏木港線の道路建設工事に伴う調査—

2000年3月

高岡市教育委員会

頁	位置	誤	正
5	目次	足金物について ..... 29	— 28
"	"	矢張の検出から ..... 32	— 30
8	10行目	高岡市教育委員会文化財課	— 高岡市教育委員会
"	21行目	"	— "
9	8行目	1間 (約1.80m)	— 1間
"	27行目	幅方	— 幅方
13	16行目	10世紀前半頃	— 10世紀代
"	表1	S B 0 1 3間×3間 (全体) 7.40m (22尺) 27.5	— 4間×3間 (全体) 6.50m (22尺) 27.55
		S B 0 4 6.34尺 5"	— 6.38尺 — 4" — 付着したもの (図面210-336)
14	36行目	図206	— 図面208
15	5行目	杯B裏の内面	— 杯Bの底外面
16	30行目	杯	— 杯B
17	11行目	杯	— 杯A
"	19行目	(22.5)×(110)×5	— (225)×(48)×5
18	図7	第7図	— 図7
19	20行目	地方	— 地方
20	39行目	6mm	— 10mm
"	38行目	図面219, 220	— 図面218, 219
21	12行目	厚さ8mm	— 厚さは8から15mm
22	21行目	図215	— 図面215
"	38行目	にまじって	— とともに
23	21行目	図版216	— 図面216
24	1行目	図版210	— 図面210
"	14行目	置地等	— 置地等など
25	29行目	の出土、それに	— などの日常品の出土がみられる。また、
26	19行目	否定案	— 比定案
27	表3	群衛別院	— 群衛別院
32	31行目	S B 0 3 (外側)	— S B 0 3 (内側)
-	図面102	S B 0 4 (内側)	— S B 0 4 (外側)

\* P29の表2については、下記の内容と差し替えとする。

食器類	烹炊具	調理具
土師器杯類 221 個体 25.9%	土師器櫛 221 個体 25.9%	須恵器蓋 66 個体 7.7%
須恵器杯類 247 個体 29.0%	土師器鉢 42 個体 4.9%	須恵器櫛 14 個体 1.6%
灰陶器類 16 個体 1.9%		
内風呂類 21 個体 2.5%		
赤彩杯類 5 個体 0.6%		
小計 510 個体 59.8%	小計 263 個体 30.8%	小計 80 個体 9.4%
合計 853 個体 100 %		

表2. 調理構成概略表 (比率は個数)

## 序

「須田藤の木遺跡」は、高岡市の市街地北側の五十里地区に所在する遺跡です。周辺には多くの遺跡が所在し、古墳時代から現在に至るまで長期的に歴史が繰り広げられてきたものと考えられています。

この「須田藤の木遺跡」については、正倉院に所蔵されております東大寺領荘園の開田園の研究から、『東大寺領須加莊』の候補地の一つに考えられてまいりましたが、この度、当地に主要地方道小矢部伏木港線が建設されることになり、それに伴い埋蔵文化財の発掘調査を実施することになりました。

今回の発掘調査により、古代の建物跡の他、装飾大刀の足金物や木簡などが検出され、この地において古代の公的施設が存在することが予想されるに至ったことは、当地の歴史を知る上で大きな成果となったものと思われます。本書を郷土の歴史の解明や学術研究等に活用していただければ幸いです。

最後になりましたが、この調査にご協力いただきました、関係各位ならびに地元の皆様に感謝の意を表します。

平成12年3月

高岡市教育委員会

教育長 細呂木 六良

## 例 言

1. 本書は、富山県高岡市における、埋蔵文化財発掘調査の報告書である。
2. 本書は、主要地方道小矢部伏木港線の道路建設工事に伴う、須田藤の木遺跡の発掘調査の報告書である。
3. 当調査は、富山県高岡土木事務所の委託を受けて、高岡市教育委員会文化財課が実施した。
4. 調査地区は富山県高岡市五十里地内である。
5. 屋外発掘調査は、平成11年7月13日から同年10月4日まで行った。
6. 報告書作成作業は、概ね屋外発掘調査の終了後に行った。
7. 調査関係者は次のとおりである。

文化財課長：宮村勝博

課長補佐：大石 茂

主幹：石浦正雄

課員：山口辰一、根津明義、荒井 隆、太山浩司

8. 現地調査及び整理・報告書作成作業は根津が担当し、一部の業務を株式会社中部日本鉱業研究所に委託した。

9. 現地調査及び報告書作成においては、以下の各氏から指導・協力を得た。(五十音順、敬称略)

宇野隆夫 大塚 隆 岡本淳一郎 川崎 晃 金田章裕 久々忠義 楠瀬 勝 久保尚文

鈴木景二 潤瀬芳之 藤井一二 橋本澄夫 福島正実 宮代栄一 山田昌久

10. 本書の執筆は、根津が担当した。

11. 本書における遺構の種別は下記に示す記号を用いた。

S B—掘立柱建物, S D—溝状遺構, S K—土坑, S X—左記以外の遺構

12. 本書における遺物番号は次のとおりである。

101～須恵器杯・蓋, 201～土師器, 301～灰釉陶器など, 401～石製品,

501～金属製品, 601～木製品, 701～土製品, 801～須恵器大甕・壺

## 調査参加者名簿（五十音順、敬称略）

### 屋外発掘調査

麻生正一 池田昌美 伊藤育子 井山尚之 遠藤 淳 織田幸太郎 片岡千賀子 木沢達也

小塚久美 栄田 優 塚田高史 塚原 望 田所人志 道苗百合 中田郁子 中田俊男

畠志佳子 古市大和 早瀬清二 前田節子 増山真由美 明法寺健一 吉田 伸

### 室内整理調査

池田昌美 伊藤育子 井山尚之 遠藤 淳 片岡千賀子 木沢達也 小塚久美 栄田 優

塚田高史 塚原 望 田所人志 道苗百合 中田郁子 畠志佳子 古市大和 前田節子

増山真由美

高岡市埋蔵文化財調査報告 第4冊  
須田藤の木遺跡調査報告

目 次

序  
例言  
調査参加者

1. 第1章 序 説	
遺跡概観	7
調査にいたる経緯	8
調査経過	8
2. 第2章 遺 構	
各遺構概説	9
小結	12
3. 第3章 出土遺物	
土器・陶磁器類	14
墨書き器	16
木簡	18
足金物	19
木製品	20
その他	24
4. 第4章 須田藤の木遺跡の概要	
研究小史	25
昭和45年当時の出土遺物	26
今回の発掘調査による検出土遺構から	26
今回の発掘調査による出土遺物から	27
器種構成	28
足金物について	29
矢板の検出から	32
遺跡周辺の環境	32
5. 第5章 結 語	33
挿図	
第1図 遺跡周辺図	7
第2図 掘立柱建物概略図	9
第3図 掘立柱建物概略図	10
第4図 掘立柱建物址周辺図	12
第5図 墨書き一覧	16
第6図 墨書き一覧	17
第7図 木簡実測図	18
第8図 山形金具と帶状口金	20
第9図 金田説と須加莊の絵図の概略	25

## 表

第1表 挖立柱建物址概要一覧表	13
第2表 器種構成概略表	29
第3表 足金物を有する大刀の分布	31

## 遺構図

- 図面101 遺構全景  
図面102 挖立柱建物組み立て図

## 遺物実測図

- 図面201 須恵器・蓋、杯  
図面202 須恵器・杯  
図面203 須恵器・杯  
図面204 須恵器、土師器・杯、皿  
図面205 上師器・杯、皿  
図面206 上師器・杯、内黒土器  
図面207 黑青土器  
図面208 研文土器、赤彩土器、灰釉陶器  
図面209 転用鏡  
図面210 灯明皿、砥石など  
図面211 須恵器・壺  
図面212 須恵器・壺、大甕  
図面213 上師器・壺など  
図面214 土師器・壺など  
図面215 木製品・弓、蓋板、盤  
図面216 木製品・大足、木針など  
図面217 木製品・祭祀具など  
図面218 木製品・矢板  
図面219 木製品・矢板

## 遺構写真等

- 図版101 調査区全景  
図版102 挖立柱建物全景、作業風景

## 遺物写真

- 図版201 足金物他  
図版202 文字史料（赤外線写真）  
図版203 研文土器、矢板他  
図版204 木製品

# 第1章 序 説

## 遺跡概観

「須田藤の木遺跡」は、高岡市の市街地北部の五十里地内に所在し、北側には西山丘陵と呼ばれる山並みがそびえ、南側には小矢部川の流れる自然段丘上に位置する。

遺跡の北側に位置する西山丘陵には、古墳や横穴墓といった墳墓群が点在し、その年代は概ね4世紀代から7世紀代であるという。

一方、平野部でも、須田藤の木遺跡や百橋宮田遺跡といった遺跡が確認されており、また、これらの北側に位置する谷部にも古代の包蔵地が確認されている。谷部の包蔵地についてはほとんど未調査であるが、今後の調査成果によっては、平野部の遺跡との関連性も問われるものと考える。

なお、須田藤の木遺跡についても発掘調査の頻度が少なく、詳細な内容の解明にはいたっていないが、度重なる試掘調査にもかかわらず、遺構の検出が少ない傾向にあることなどから、周辺には生活単位が点在するような状況や、古代における田園などがひろがっていた可能性も考慮してきた。

丘陵部と平野部とは現在の県道32号線で隔てられているが、この道筋は古代道路の痕跡と捉える意見

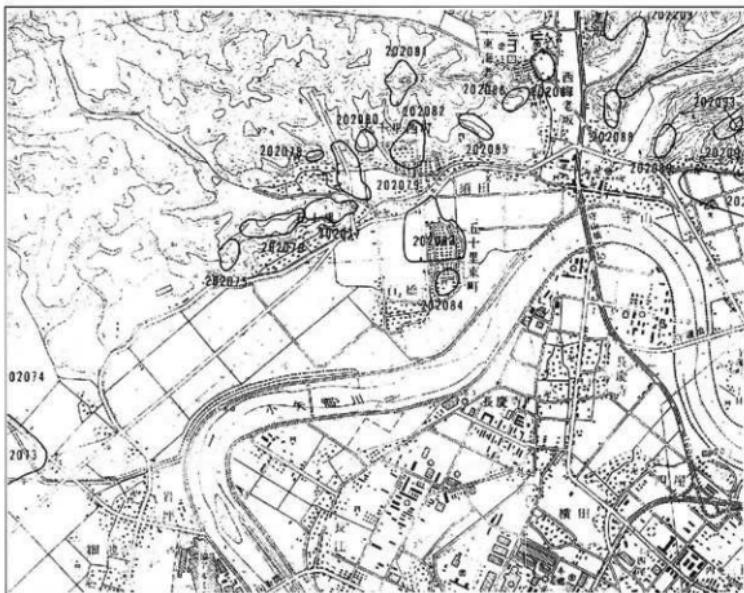


図1. 遺跡周辺図

202083. 須田藤の木遺跡 202084. 百橋宮田遺跡 202075. 板屋谷内C古墳群  
202076. 板屋谷内B古墳群 202077. 板屋谷内A古墳群 202078. 五十里横穴墓  
202079. 五十里西遺跡 202080. 五十里道神社古墳群 202081. 五十里古墳群・五十里遺跡  
202082. 五十里道古墳群 202085. 須田不動谷内古墳群

が大勢を占める。また、遺跡の南側を流れる小矢部川は、近年の成果から古代においては水路として活用されていた可能性が浮上しており、したがって当地は水陸の交通の通過点であったものとみられ、須田藤の木遺跡はこうした古代の営みの中で、有機的に存在していたものと思われる。

なお、金田章裕氏をはじめとする多くの研究者によって、当遺跡は東大寺領須加莊の比定地の一つに数えられてきた。しかし、この意見には物証に欠けるところもあったため、比定地論は決着をみなさま今回発掘調査を迎えることとなった。

#### 調査にいたる経緯

平成6年1月に、主要地方道小矢部伏木港線（高岡北インター線）の建設に伴い、工事担当の高岡土木事務所から富山県教育委員会を経て、高岡市教育委員会文化財課へ計画道路の施工にかかる埋蔵文化財の取り扱いについて照会がなされた。

照会のあった部分のうちの一部については、工事を着工するに際し、特に埋蔵文化財保護に関する案件については問題はなかったが、守山・五十里地区の部分については、当初より、須田藤の木遺跡の埋蔵文化財包蔵地として周知されていたことから、数度の協議を経た後に試掘調査を実施し、地下の埋蔵文化財の所在を確認することで協議がまとまった。

平成10年度には、これを受けて同年6月30日より8月5日にかけて、高岡市教育委員会と山武考古学研究所によって試掘調査が実施された。試掘調査は、道路建設に際し埋蔵文化財包蔵地と重複する約8700m<sup>2</sup>を対象として行われ、その対象地に対し17本の試掘坑を開け、合計で774m<sup>2</sup>の地点を掘削し、地下の埋蔵文化財の所在の確認にあたった。その結果、遺物が多量に出土した高岡市五十里1888-1や同1889-1らを中心とする約1600m<sup>2</sup>の地点が本調査の必要があるものと判断され、その後、高岡土木事務所と高岡市教育委員会文化財課との間で行われた数度にわたる協議の結果、平成11年7月から上記の1600m<sup>2</sup>の本調査を行うに至り、発掘調査に着手した次第である。

#### 調査経過

屋外による発掘調査は、平成11年7月13日から同年10月4日まで実施した。この調査区は、調査に着手する以前から奈良時代や平安時代を中心とする遺物が採集され、地下には多くの遺構や遺物が存在する可能性の高いことが窺われた。

表土の除去はバックフォーで行い、その後、速やかに手作業による遺物包含層の掘削を行った。そしてその後は遺構の確認、掘削、記録などの一連の作業を行った。

なお、発掘調査にあたっては高岡市教育委員会が調査主体となつたが、その業務の一部は株式会社中部日本鉱業研究所に委託して行った。

#### グリッド

本調査における調査区のグリッドは、平面直角座標系の第vii座標系（原点は北緯36°、東経137°10'）に合わせた。東西をX軸、南北をY軸とし、グリッドの南西隅の数値がそのグリッドを表すものとし、X=1、Y=1の位置は、原点より北へ1m、東へ1mの位置である。一辺5m四方を1×1メッシュとし、メッシュを表示した。

## 第2章 遺構

### 1. 各遺構概説

#### 掘立柱建物 SB01

調査区中央部の北側で検出された、3間（約5.80m）×2間（約4.75m）の側柱構造の身舎に、東側と北側の2方向に1間（約1.60m）の庇をもつと考えた建物である。桁行方向は磁北に対しN-3°-Eである。

掘方の平面形は、後世の削平や他の遺構との切り合いのため明確ではないが、幅約50~60cmを基本とする。

本址は他の掘立柱建物とも重複しているが、SB02の掘方が本址の掘方を切ることから、本址の方が古いとみられる。掘方からは9世紀後半の土師器片や柱根が出土しており、この年代以降に築造されたと考えられるが、方位はSB02や05と近似することから、これらと近い年代であった可能性があると思われる。

なお、この建物は2面の庇をもつことから対外的な用途を担った可能性なども考えられる。

#### 掘立柱建物 SB02

調査区中央部の北側で検出された、3間（約6.25m）×2間（約5.05m）の側柱建物である。桁行方向は磁北に対しN-3°-Eであり、SB01や05と近似する。掘方の平面形は、後世の削平と他の遺構との切り合いのため一定しないが、直径、もしくは一辺は約50cm程度をはかる。

本址はいくつかの建物と重複するが、本址の掘方がSB01のそれを切ることから、これよりも新しいとみられる。ただし、本址の掘方からは9世紀前半の土師器の杯が出土しており、本址はこの時期以降に築造されたことが窺われる。

また、南西角にある掘方からは、他のものとは異なり、方柱状を呈する上、勝孔まで設けられた柱根が検出された。この柱根は、本来ならば梁材などに使用されていたものではないかと思われ、その意味では本址は他の建物に後続する存在だったのではないかと思われる。

#### 掘立柱建物 SB03

調査区中央部の北側で検出された、4間（約5.54m）×2間

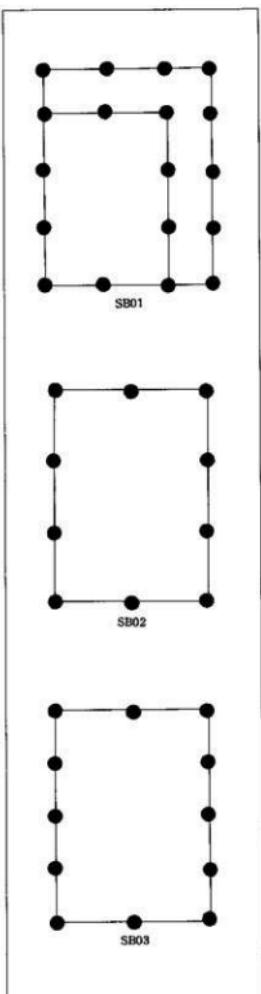


図2. 掘立柱建物概略図

(約4.6m) の側柱建物である。

桁行方向は磁北に対し N-7°-W である。掘方の平面形は円形が多く、直径は約40~50cmを基本とする。本址は他の掘立柱建物と重複するが、本址のいくつかの掘方が SB 0 4 のそれを切ることから、本址の方が新しいとみられる。

掘方からは、8世紀後半とみられる土師器の杯や柱根が出土しており、これ以降の築造であったことが考えられる。

#### 掘立柱建物 SB 0 4

調査区中央部の北側で検出された、3間(約5.65m)×2間(約4.9m)の側柱建物である。

桁行方向は磁北に対し N-4°-W である。掘方の平面形は円形が多く、直径は約40~50cmを基本とする。

本址は他の掘立柱建物と重複するが、本址に属する複数の掘方が SB 0 3 の掘方に切られることから、本址の方が古いとみられる。

掘方からは8世紀後半の土師器の杯や柱根が出土しており、これ以降の築造であったことが考えられる。

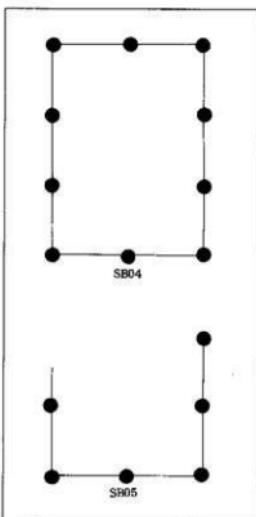


図3. 掘立柱建物概略図

#### 掘立柱建物 SB 0 5

調査区中央部の北隅で検出された建物である。今回の調査では、建物の南側を検出したのみであるため、建物の全体像を把握することまではできなかった。

確認された範囲では、2間以上×2間(約5.05m)の側柱構造とみられる建物である。磁北に対し N-3°-E を呈し、SB 0 1 や 0 2 と近似する。

#### 土坑 SK 0 1

調査区中央よりやや西側の位置から検出された土坑である。平面形は橢円形を呈し、規模は長径約90cm、短径約70cm、深さは遺構検出面からは約40cmをはかる。

遺構覆土は黒褐色を呈する単一層である。出土遺物は年代不明の土師器の片とみられるものの他、数点の上師質の細片がある。

本址は、SB 0 5 を除く全ての建物や鉄状遺構と重複する。建物との新旧関係や共存関係等については不明であるが、鉄状遺構に対しては本址の方がこれを切ることが判明している。

遺構の底部は、現在の浸水層にまで掘り込まれているが、特に井戸枠などが検出されたわけでもなく、本址を井戸と限定させる確証までは得られなかった。

#### 溝 SD 0 1

調査区中央部よりもやや東側に位置する、南東方向から北西方向へと直線的にはする溝である。溝の南北の両端は調査区外へとのびるが、検出された範囲での全長は約24mである。遺構は、後世の攤

乱を受けていたため往時の姿は不明であるが、現状では幅約60~125cm、深さは遺構確認面からは20~30cm程度である。屈曲をみせることから、溝の主軸については如何とも決しがたいが、磁北に対し概ねN-10°-Wを呈する可能性がある。遺構の覆土はほぼ單一層で黒褐色の色調を呈する。出土遺物は希薄で、年代不明の土師器片が数点出土したのみである。

なお、溝の存在する位置は、地形が東側にむかって落ち込む地点である上、後述する湿地帯との境界付近に位置することから、建物付近と湿地帯とを分ける境界として活用された可能性が考慮される。また、当遺跡が須加莊であるならば、この溝は絵図に記載される『田』の境界を表す期待ももたれるが、これらは総合的な検討をもって対応すべきではないかと考える。

#### 畠状遺構 S X 0 1

調査区中央のやや西側において検出された、数条の溝状遺構で構成される遺構である。

本址は、南北方向の溝状遺構群と東西方向のそれとで構成されているが、方位という点では4類以上に分けることが可能である。

これらには明確な切り合いが見受けられなかったため、上記した分類の全ての新旧関係までは判然とはしないが、東西方向のものについては、他の全ての方位の溝を切ることから、これが一番新しい単位となる可能性が考えられる。また、東西方向を呈するものの一部は、S B 0 1に切られることが判明している。

ただし、これら方位別の類別が即同一の単位として機能していたか否かは、尚も検討の必要があると思われる。また、本址と建物との重複部分とその南側とでは遺構が連続しておらず、必ずしも同一のものとは特定できないため、本址の南側部分については掘立柱建物と共存していた可能性も考慮する必要がある。

#### 湿地帯（遺物集積遺構） S X 0 2

調査区の中央付近から東側にかけて湿地帯が検出された。この遺構は掘立柱建物とは切り合わず、これらとは一条の溝と段差によって区画されて展開しているものである。

その用途については水田の可能性もあるが、それと断定できる物証に欠けたため、ここでは湿地帯、又は遺物集積遺構として以下の記述をすすめることとする。

この湿地帯の出土遺物は東側にゆくほど出土量を増す傾向にあった。出土遺物は概ね8世紀代のものが中心であるが、その内容は当該期の土師器や須恵器といったもの他に、多量の木製品も含まれている。

木製品の内容については、本書第3章にて別途記載をするが、箸などの日常生活に関するもの他に、祭祀的なものや生産行為に関わるものなどが出土しているが、この遺構の性格を考える場合、全体の出土量の中でも圧倒数を占める矢板の存在に注意をすべきではないかと思われる。この湿地帯を何かに利用するには、まず給排水施設や区画を設ける必要があろうが、周辺は砂地を基本とすることから、矢板を設置するなどしてこれを護岸する必要があったのではないかと思われるからである。

なお、矢板に関する事については、本書第4章でも考察を加えてゆくこととする。

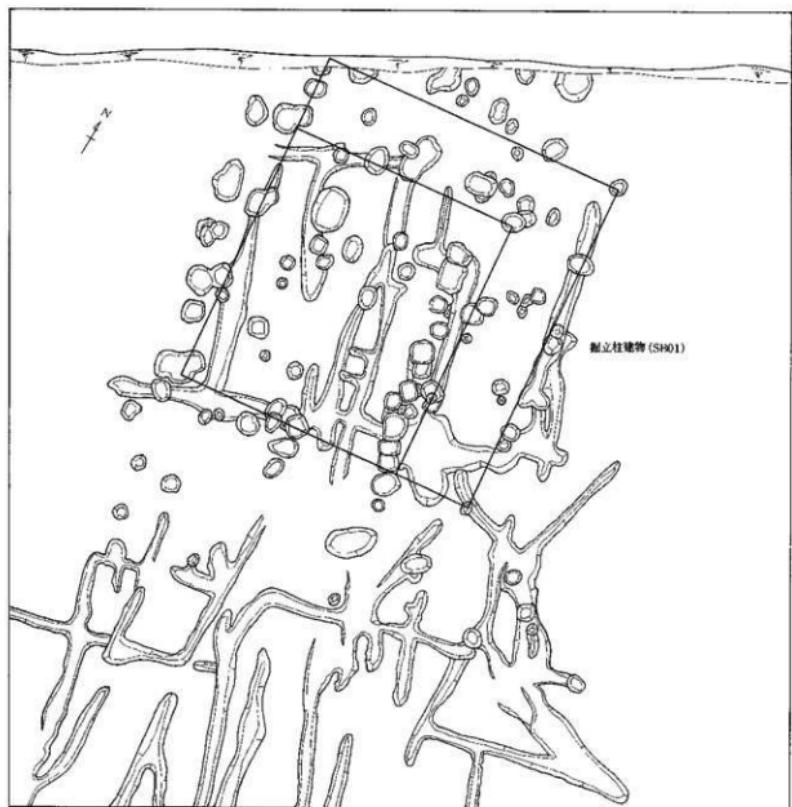


図4. 掘立柱建物址周辺図 (縮尺1/100)

## 2. 小結 ——掘立柱建物の推移について——

前節までに検出遺構の概要を記した。以下では掘立柱建物の築造順序などを考えてゆきたい。各建物の概要については表1に記載したとおりである。これによれば方位という点からは5棟は2群に分けることが可能である。すなわちSB01, 02, 05の3棟で構成される一群と、SB03と04の一群である。

まず、上記に示した前者の3棟から検討を加えると、二面に庇をもつSB01については、一部の掘方がSB02や05のそれに切られることから、01は、02や05よりも古いことがわかる。

ただし、01と02とは位置や方位が同様である上、桁行と梁行の1間あたりの大きさも、それぞ

れ半尺ずつ異なることから、両者の建て替えには連続性を問うことも可能ではないかと思われる。

なお、SB 02と05との新旧関係については明確ではないが、両者はほぼ同方位で同規模を呈していたことなどから、比較的近接した時期のものであった可能性もあると思われる。

また、その築造順序についてはSB 01を最古とし、SB 02ないし05がこれに続くものと思われる。そして、SB 02の柱根の一部が梁材等の転用品とみられることから、周辺にはSB 02に先行する建物が存在した可能性がもたれる。

上記3棟とは異質な方位を呈する他の2棟については、両者とも規模や位置、或いは方位という点で同様であることから、こちらの2棟にも連続性のあった可能性が考えられるが、両者には切り合う部分が複数にも及んでおり、その全ての箇所でSB 03の掘方が0.4のそれを切ることから、SB 03よりも0.4の方が古いことが判明している。

なお、表1を参照すると、上述した前者3棟のグループでは柱間が半尺計算で割り切れるのに対し、後者の2棟がそうならないことにも、両者の方位が二分されること共々対照的なものが感じられる。

これら5棟の建物の築造順序を知らせる直接的な史料は以上であるが、室内整理調査の結果、SB 03や04を構成する掘方からは、8世紀後半代から9世紀前半とみられる遺物が出土していることが判明した。これに対しSB 01らで構成する3棟のグループからは9世紀中頃以降のものが出土している。調査区内からは8世紀中頃から10世紀前半頃までの遺物が出土しており、これを大まかな遺跡の年代幅と仮定すれば、SB 01ら3棟のグループの年代は、遺跡の継続期間の中では比較的後出の時期に重心があったものと思われる。

現史料のみでは如何ともしがたいが、これらを相対的に考慮するならば、今回の調査において検出された建物は、8世紀後半代以降に築造されたとみられるSB 04を筆頭に、直後には03が続き、そしてこの後は01をはじめとする3棟が続くという順序で、築造されていったものと仮定しておきたい。

なお、本章では天平尺を参考に柱間等を検討した。

建物	極方向	規 模	桁 行	梁 行	面積m <sup>2</sup>	方 位
01	南北棟	3間×2間 (身舎)	5.80m(約19.5尺) 1間あたり6.5尺	4.75m(約16尺) 1間あたり8.8尺	27.5	N-3° -E
		3間×3間 (全体)	7.40m(約25尺)	7.40m(約22尺)	48.1	
02	南北棟	3間×2間	6.25m(約21尺) 1間あたり7尺	5.05m(約17尺) 1間あたり8.5尺	31.56	N-3° +E
03	南北棟	4間×2間	5.54m(約18.5尺) 1間あたり4.625尺	4.60m(約15.5尺) 1間あたり7.75尺	25.48	N-7° -W
04	南北棟	3間×2間	5.65m(約19尺) 1間あたり6.34尺	4.90m(約16.5尺) 1間あたり8.25尺	27.68	N-5° -W
05	南北棟	2間以上×2間	—	5.05m(約17尺)	—	N-3° -E

表1. 掘立柱建物址 概要一覧表

## 第3章 出土遺物

今回の調査区からは、調査面積の割には比較的多くの遺物が出土した。これらの全てを本書に記載することは不可能であるが、以下は主要となるもののみを記載してゆくこととする。

遺物の出土は調査区のはば全域からみられたが、造構検出面直上の遺物包含層と、調査区の中央から東側に位置する湿地帯からの出土が特に著しかった。

なお、今回の調査区からは多数の木製品の出土があったが、これらのほとんどは上記の湿地帯から出土したものである。

### 1. 土器・陶磁器類

本調査区の遺物包含層をはじめとする各所から、比較的多量の土器・陶磁器類が出土した。これらは古代のものが圧倒数を占め、土師器や須恵器の他、灰釉陶器や暗文土器といったものも含まれ、8世紀中頃から10世紀中頃までの範囲にそのほとんどが属する。

また、その他5点のみではあるが、珠洲焼や青磁などの中世の遺物も表土中より出土している。

#### 土師器

土師器については、杯A、杯B、碗などといった食膳具と、壺を中心とする煮炊具と出土量が二分され、この他、ごく少数ながら灯明皿や耳皿などといったものも見受けられた。

ただし、8世紀代に希薄であった食膳具は、9世紀前半代の途中からは急激に出土量を増し、遺跡全体の主体をなすようになる。しかし、煮炊具には特に出土量に大きな増減は見受けられなかった。

食膳具の増加現象は、須恵器のそれの消長とも起因する可能性が窺える。土師器の食膳具の増減に反比例して、須恵器のそれは8世紀代から9世紀前半代にまで盛行するが、それ以降では急激に出土量が減少するからである。

当遺跡から出土した土師器の大半は、後世の消耗や破損のため、調整法の識別はおろか、接合さえも確ならない状態であったが、全体の年代幅としては概ね8世紀後半から10世紀代までのものが出土していることが確認された。

また、2点ほど「×」又は「十」字形のヘラ記号を有するものが検出されている。

#### 須恵器

須恵器については、杯Aや杯B、それに碗といったものと杯B蓋が全体の中でも圧倒数を占め、これらだけで全ての土器や陶磁器類の約半数を占める。

食膳具の他にも、壺や大壺などの貯蔵具に加え、水滴や転用鏡といった文具、それに灯明皿や漆の付着したるものもみられた。

上述したが、須恵器の食膳具については9世紀前半の途中からその数が急激に減少し、土師器にとて代わられるような傾向が窺われる。また、貯蔵具などについては、特にそうした出土量の増減は

見受けられなかった。

須恵器の全体の年代幅としては、概ね8世紀中頃から10世紀中頃まで存続する傾向が窺える。

### 暗文土器

本調査区からは2個体の暗文土器が確認された。図208の316は年代不明であるが、同図315については概ね8世紀前半から中頃に近い時期のものではないかと思われる。両者とも後世の破損や磨耗のため不鮮明ではあるものの、幸うじて暗文が確認される。ただし、両者とも模倣品の可能性もあるように思われる。

なお、当遺跡の中心をなす古代の様相は、8世紀中頃にその萌芽をみる。この傾向が今後の発掘調査の成果を経ても不動のものであるならば、当遺跡はその開始当初に畿内系の暗文土器を有していたことになる。

### 灰釉陶器

今回の調査区からは16点の灰釉陶器が出土した。器種には碗や杯、それに皿や瓶といった各種がまとめられる。これらは胎土や釉薬などの特徴から全て東濃産と思われる上、形式もK90型式の範疇に属するものと思われる。

なお、当遺跡から出土した灰釉陶器の中には、3点ほど墨書き有するものがある。3点のうちの1点は断片のみの検出のため文字は不明であるが、他2点については「道」と書かれているものと思われる。遺跡の北側には式内社の道神社が存在しており、両者の関連を検討する必要もあるのではないかと思われる。

なお、灰釉陶器は調査区のほぼ全面から出土しているが、出土量的には調査区の西側に偏る傾向にあった。

### 赤彩土器

本調査区からは、5個体分以上の赤彩土器が出土している。器種は杯や碗であるが、細片が多く、型式や年代などは判然としないものが多い。

確認される範囲では、遺物の年代は概ね8世紀中頃以降のものと見受けられる。出土地点については、調査区のほぼ全面からであるが、点的な出土傾向にある。

### 内面黒色土器

本調査区からは21個体分の内面黒色土器（以下、内黒土器と称する）が出土している。後世の破損や磨耗のためか、内面に磨きを残すものがある一方で、これが見受けられないものもある。

接合が磕ならないため不明な点も多いが、器種は碗や杯といったものが認められる。概ね9世紀代以降のものが出土する。

なお、これらの中には「宅」と書かれた墨書き土器も1点含まれている。

### 灯明皿

当調査区内からは合計46個体が検出されている。使用される器種は須恵器の杯や、上部器の皿や碗、

それに杯といったものである。

46個体のうち、8世紀代の灯明皿は8個体であるのに対し、9世紀代が22個体、10世紀代は16個体であった。

#### 転用硯

当調査区内からは合計27個体ほどが検出されている。使用される器種は須恵器の杯B蓋と杯Bであるが、前者は25個体であるのに対し、後者は2個体であった。

遺物の個々の年代は8世紀後半から10世紀代の範疇に属するものとみられる。それぞれの内訳は、8世紀代が12個体、9世紀代が13個体、10世紀代は2個体とみられる。

なお、当遺跡から円面硯は出土していない。

#### 水滴

当調査区内からは8世紀後半から9世紀前半のものとみられる水滴が1個体出土している。

口縁部の一部を欠いているが、ほぼ完形であったため内部の器厚等は不明である。肩部から上部のほぼ全面には自然釉が付着している。

## 2. 墨書き土器

今回の発掘調査においては、10点の墨書き土器と3点の木簡による、計13点の文字史料が検出された。以下はこれらの概略を記載する。

#### 「宗人」

調査区の西側の遺物包含層中から出土した、須恵器の杯B蓋の内面に記載されたものである。その内容から人名を記載したものと思われる。この墨書きは確実例が計2点、そしておそらく同じ文字と思われるものが他にも1点出土している。これらの年代は9世紀前半代である。

#### 「□宗カ人」

調査区の西部の遺物包含層中から出土した、須恵器の杯B蓋の内面に記載されたものである。その字体などから、上記の「宗人」墨書きの一部ではないかと考える。

なお、この遺物の年代は9世紀前半代であり、上記の「宗人」墨書き土器とは年代が一致する。

#### 「宅カ」

調査区中央部の遺物包含層から出土したものである。墨書きは内底土器の底外面に記載されているが、後世の損傷により文字にも不鮮明な部分



図5. 墨書き一覧

が生じていることから、「宅」であるか否かは検討も要する。遺物の年代は9世紀代と思われる。

### 「吉」

調査区西部の遺物包含層から出土した、須恵器の杯の口縁部の外面に記載されているものである。

その内容から、人名の他に吉祥句などの可能性も考慮される。遺物の年代は9世紀代の可能性がある。

### 「小口家」

調査区西部の遺物包含層から出土した、須恵器の杯の底外面向に記載されたものである。後世の磨耗と土器の器面に凹凸がみられるところなどから文字は判然とはしないが、特定人物などの施設名の可能性が考慮される。

なお、この遺物の年代は8世紀後半代である。また、下記の示す墨書きとは同じ文字の可能性が考えられる。

### 「小口黒カ家」

調査区西部の遺物包含層から出土したもので、須恵器の杯の底外面向に墨書きが記載されたものである。墨書き部分は破片の散逸や土器の器面の凹凸が著しいことから文字は判然とはしないが、特定人物などの施設名の可能性なども考慮されるであろう。

この遺物は8世紀後半代のもので、上記の遺物とは同年代で、且つ同じ文字が書かれている可能性がある。

### 「道」

調査区西部の遺物包含層から出土した灰釉陶器の皿の底外面に記載されたものである。その内容から人名の他、当調査区から北へ約400mほど離れた地点に立地する式内社の道神社との関連なども考慮するべきではないかと思われる。

なお、この遺物はK90型式であり、延喜式の年代にも近いものと思われる。

### 「道カ」

調査区西部の遺物包含層から出土した、灰釉陶器の碗の底外面に記載されたものである。

この遺物は小片のため、墨書き部分も大半は欠損しており、文字の全体像及び文字数などについても不明な点が多い。ただし、書き方



図6. 墨書き一覧

はやや異なるものの、私見としては上記同様「道」になるのではないかと思われる。

### 3. 木簡

本調査区の湿地帯（SX02）からは3点の木簡が検出されている。いずれも破損等が著しく、文字の解読には困難をきたすものもあるが、下記にその概要をまとめることとする。

#### 1号木簡

下図の左側に図示した木簡である。現状では四隅が丸く整形されており、短冊のような形状を呈しているが、これは二次加工によるものと考えられる。

文字は表面にのみみとめられている。文字の多くは判然とはしないが、2行にわたって書かれている他、右の行の上2文字については「右依」と、同じ行の下から2文字も「給事」とすることも可能と思われることから、この木簡については文書木簡の可能性が浮上するものと思われる。ただし、比較的規格が大きいことから、地方木簡によくみられる大型のそれだったのでないかと思われる。

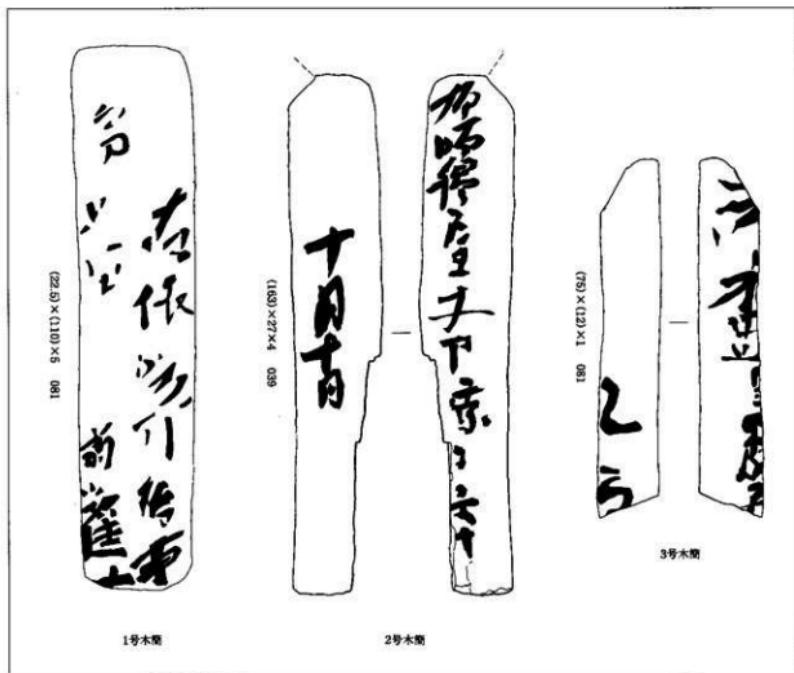


図7. 木簡実測図

## 2号木簡

図7の中央に掲載した木簡である。この木簡は、表面からみて左側と上下とが破損を受けている。文字は両面にみとめられ、表面には「V 布師郷戸主丈マ□□□□」と、裏面には「V 十月十日」と書かれている。

布師郷とは、和名抄に記載される越中国射水郡に属する郷名である。その比定地はいまのところ不詳であるが、須山藤の木遺跡より東（越中国府方面）へ約2kmほどの、高岡市伏木や守山地区にあてる説もある。また、木簡には年号の記載はないものの、「郷」の文字がみられるところから概ね8世紀前半代以降のものと思われる他、出土した遺構の年代からは8世紀後半から9世紀前半代頃の可能性を秘めるものと思われる。この考えが正しければ、布師郷の実在は和名抄の時期をはるかにさかのぼることになり、越中国の歴史を問う意味でも貴重な史料となる可能性がある。

また、表面の最初の文字である「布」の直上には、荷札木簡に特有な切り込みが残存していることも注目したい。このことによって、2号木簡の書き出しが郷名からはじまることが判明したからであり、当遺跡はそれより上位の機関であった可能性がもたれる。

さらに、裏面の「十月十日」という文字にも一考に値するものがある。十月十日は当時の納稅期にあたるため、この木簡は当遺跡に地子米を納めるような行為があったことを裏付ける可能性が浮上するからである。ただし、その物資が仮に地子米であったとしても、その対象が公田なのか墾田なのかは不明である。

## 3号木簡

第7図の右側に示した木簡の断片である。この木簡は両面に文字がみとめられるものの、判読はほとんどできなかった。また、厚さ1mmと比較的薄いことから、複数回に及ぶ使用が考えられる。

なお、表面の中位にみられる文字については「莊」の可能性を問う意見もあり、慎重な対応をもつて考えたい。また、裏面には「乙□万ヶ」とあり、人名とも解せる文字がみえる。

## 4. 足金物

### 山形金具

本品は総高50mm、長さ40mmの双脚式腹帶を有する山形金具である。山形金具の規格については、長さ40mm、高さ16mm、厚さは背の先端部で2.5mm、腹帯側先端部で4mmをはかる。全体に魚形の形状を残すものの、背の切れ込みが比較的多く、また尾が小さい上、長さの割に高さがあるという点からは比較的新しい年代の特徴を有する。銅製品のため全体に縫合を帶びているので詳細は不明だが、山形金具の背などの部位には、特に更なる装飾を施した形跡などはみとめられない。

双脚式の腹帶は長さ5mm、高さ36.5mm（鞘の幅に相当する部分は32mm）、厚さ2mm、幅は湾曲しているため判然とは言及できないが16～17mm、棟側部分での両者の間は3mmを呈する。2つの腹帶金には規格の差はほとんどなく、両者とも面取りがなされている。

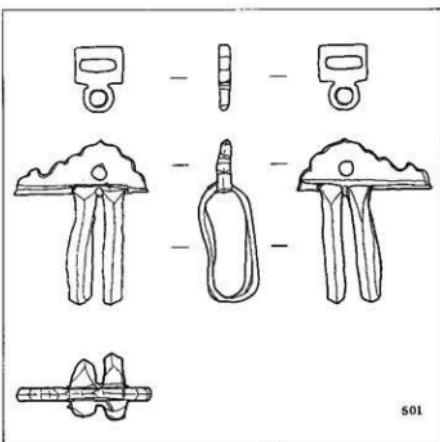
本品の年代については、上述した山金の特徴から8世紀後半から9世紀初頭までの範囲のものと思われる。ただし後述するとおり、本品は継続的に使用された可能性も考えられるため、実際的な使用

年代や期間については、今後の検討を要する。

#### 帶執口金

本品は腹帯部分の内部に上とともに包含される状態で出土したため、それとの結合方法は不明である。全体の形状は上方下円形を呈しており、類例的には8世紀中頃以降の特徴を有するが、上部と下部との境には1個の切れ込みがみられ、やや新しい要素が窺える。

上方部の規格は長さ15mm、高さ10mm、厚さ3mmである。内部の孔はほぼ均等な位置に穿たれており、平面形は楕円形を呈する。下円部については、直径9mm程度、厚さ3mmを基本とするが、上述したように上方部と接するところには1条の切り込みがみられ、この部分は弧を描いてはいない。内部の孔は、やや不整形にもみえるが基本的に直径4mmの円形を呈している。



501

図8. 山形金具と帶執口金 (S=2/3)

## 5. 木製品

本調査区の中央から東側にかけて湿地帯が検出され、この地点からは多量の木製品が検出された。以下ではその個々の概略を記述してゆくこととする。

木製品には、日常生活にも使用されるものの他、手工業生産や祭祀に関わるものなど、多彩な用途を想起させるものがある。全体の出土数が多量であるため、矢板や箸などのように多量に出土したものについては、多くを割愛して記載したことをご了承いただきたい。

#### 箸 (図面216及び217-623~631)

湿地帯のほぼ全面と、一部の掘立柱建物の堀方からも出土している。検出本数そのものは48本にも及ぶが、ほとんどは破損をしているため、この数字が即座に箸の実数を示すわけではないと思われる。

製作技法そのものは粗雑に荒削りしたものばかりで、その幅は約4mm程度を基本とする。48本のうち完形品は1本で、その全長は26cmである。

#### 蓋板 (図面215-607~609)

湿地帯の各地から3点が出土している。3点は全て欠損しているが、おおよその規格の復元は可能である。一つは直径18cm、厚さ5mmを呈すると考えられるもので、もう一つは直径13cm、厚さ5mm、3点目は直径18.5cm、厚さ6mmを呈すると考えられるものである。

### 曲物の底板

湿地帯の北東隅から、矢板や下記の盤などとともに出土したものである。直径22cm、厚さ1cmの円形の板を底板とし、その側面に曲物をあしらえたものである。

欠損のため曲物部分の大半は残存せず、高さにして最大4cm程度が残存するのみで往時の規格は不明である。出土した時点では、下記の盤と折り重なるようにして検出されたが、この出土状態に有機的な意味があるか否かは不明である。

### 盤（図面215-610）

湿地帯の北東隅から矢板などとともに出土した。出土した時点では、上記の曲物の底板部分と折り重なるようにして検出された。

出土した盤は全体の2/3ほどの残存にとどまる。長期にわたる土圧のため、内面には曲物と接している痕がついている。全体的に器面は歪んでいるが、基本的には口径21.2cm、器高5cm、最大器厚1cmを呈する。この遺物の年代等については不明である。

### 盤

調査区東端の遺物包含層から出土した高台を有する盤である。口縁部のほとんどを欠損しているが口径25cm、器高4cm、最大器厚1cmの坏部に、径18cm、高さ2.5cm、最大器厚1cmほどの高台を有する。

なお、この遺物については、上層から出土したため、古代のものとは限定できない。

### 木針（図面216-612～614）

湿地帯の各地から計3点が出土している。特に造構にともなうこともなく出土したため、具体的な用途などを示唆する出土状況ではなかった。

一つはほぼ完形で、全長16.4cm、最大幅1.9cm、厚さ2mmを呈するものに直径約5mm程度の孔が穿たれている。いま一つは先端部分が欠損しているが、現状での全長は9.6cm、最大幅1cm、厚さ3mmを呈するものに、直径4mm程度の孔が穿たれている。

3点目については、破損のため全体像は不明だが、現状での全長は8.7cm、最大幅7mm、厚さ2mmを呈するものに直径約3mm程度の孔が穿たれている。

### 浮子（図面216-618）

調査区東端の湿地帯から1点だけ出土している。全長16.2cm、最大幅7mmの棒状の形状を呈するものである。片側先端は欠損のため不明だが、現存する側には横方向の溝が荒く削り出されている。

### 矢板（図面219、220-642～652）

調査区北東隅から、まとまって多量の矢板が検出された。これらのはほとんどは破損しており、多くは原型をとどめてはいない。

その規格には若干の大小があるものと思われるが、概観する限りでは長さ約30～40cm以上、幅15～20cm、厚さ1～3cm程度の規格を有する板材を基本とするが、一方の先端については、片側から反

対方向に向けて斜めに切断するという共通した特徴をもつ。

この矢板の出土から、周囲にはこれを要する施設が存在したものと思われる。

#### 糸巻具（図面216-616）

湿地帯の中央部分から出土した糸巻具の一部分である。全長は23.7cm、最大幅は2.8cmを呈する。基本的には長径1.5cm程度の梢円形の断面を有する棒状を呈しているが、器面の2箇所に他の部品と繋ぐための連結部分が設けられ、そこには方形の孔が穿たれている。

#### 大足？（図面216-611）

湿地帯の東側部分のやや上層から出土した。大足の縦板の部分ではないかという指摘もあったものである。保存状態が極めて悪く、上下と一部の左右を破損しているが、現状では全長59cm、幅3.5cm、厚さ8mmを呈する。

欠損が激しく判然とはしないが、6箇所以上の孔が穿たれている。

#### 大足？（図面216-621）

湿地帯の東側部分のやや上層から出土したものである。上下左右を破損しているが、現状では全長23cm、幅7cm、厚さ1.3cmの板状を呈し、器面には直径約4mmほどの孔が3箇所に穿たれている。その形状や孔の位置関係などから、大足の一部とする意見がある。

#### 紡錘車（図面216-615）

湿地帯の東側部分から出土した紡錘車の紡輪の部分である。ほぼ半分を残存するのみで、全体の形状は円形というよりは、やや丸みを帯びた多角形という方が近い。仮に円形とみなして記述をすすめるならば、直径に相当する長さは約7.3cmで、厚さは約6mmを呈する。中央部分には紡茎を通すための直径約7mm以上の孔が穿たれている。

なお、同位置からは下記のような棒状の木製品も出土しており、これが本品にともなう紡茎になる可能性が高いものと思われる。

#### 紡茎？（図面216-622）

湿地帯の東側部分から、上記の紡輪とともに出土した棒状を呈する木製品である。片側先端は欠損しているが、現状での全長は24cm、直径約7mmの規格を呈している。

特に丁寧な加工を施してはいないが、焼けただれた痕跡もない。用途については同位置から出土したことや、規格が合うことなどから、上記の紡輪にともなう紡茎ではないかと思われる。

#### 弓（図面215-601～604）

湿地帯の各地から計4本が出土した。基本的に弓の先端にあたる弭の部分が確認されることで弓と判断したものばかりである。調査区の中からはこれとよく似た材質の棒状の木製品も数点確認されており、或いはこれらと同一の個体であった可能性もたれるが、特に接合はしなかったため、その点は不明である。各個体とも幹の根元の部分を残存させるなど、粗雑に成形された観もあるが、図215の601のよ

うに、中には皮巻きを施したものもみられる。

なお、それぞれの規格等の説明については図面を添付することでご了承いただきたい。また、この弓の出土によって、周囲には武器を要する様相が存在したことが窺われる。

#### 弓形木製品（図面215-605～606）

湿地帯の東側の部分からは、4本の実用品とみられる弓の他、小型のものが2本ほど出土している。本品は基本的に弓の形状を留めてはいるものの、直径1cm以下である上、弦の部分も荒く削り出すぐでであることから、実用的なものというよりは祭祀的な可能性があるのではないかと思われる。

#### 簾串（図面217-632, 633, 636, 637）

湿地帯の各地から、計4点の簾串が出土している。特に遺構にともなうこともなく、点的な出土傾向にあったため、関連する祭祀の内容までは不明である。

なお、それぞれの規格等の説明については図面を添付することでご了承いただきたい。

#### 剣形？（図面217-635）

湿地帯の中央部分から出土した木製品である。全長22.8cm、片側先端を斜め方向に成形し、もう片側は両側から中央にむけて、やや厚めに成形している。

なお、その形状から剣などを模したものではないかという意見がある。

#### 用途不明品（図面217-638）

調査区北東端の湿地帯から矢板等にまじって1点だけ出土している。上部先端を欠損しているため、全容は不明であるが、現状での全長は17.2cm、最大の厚さは1.5cmである。先端に向かうにしたがってやや先細りし、その片側には8箇所の切り込みが設けられている。

この遺物は各地から出土するものの、未だ用途が明確にされていないものである。今回も特に用途を垣間見る出土状況ではなかった。

#### 用途不明品（図面217-640, 641）

調査区北東端の湿地帯から出土した木製品である。片側を欠損しているが、現状での全長は11.5cm、最大幅2.3cm、厚さ6mmで、断面形は基本的に楕円形を呈する。

片側先端は中央に向けて杭状に尖り、もう片側は二股に成形されているが、先端部分が欠損しているため、それより先の形状は不明である。

なお、形状そのものは木針の一部にも類似するが、他の類例に比べやや厚い。また類例的には紡績具にも類似するが詳細は不明である。

#### 用途不明品（図面216-619, 620）

調査区北東端の湿地帯から2点が出土している。基本的には全長15cm程度、幅2.5cm程度、厚さ4mm程度の規格を有する板状のものである。器面の両先端付近と中央部分とに計3箇所の孔が穿たれているが、前者は直径2mmほど、後者は直径4mmほどの規格である。

なお、図版216-619の方では、中央の孔に全長1.1cmほどで完結する棒状の木製品が結合している。ちなみに両者の孔の位置は一致していない。

#### 用途不明品（図版217-634）

調査区東端の湿地帯から1点だけ出土しているものである。本品は完形品であるが、片側は棒状であるにもかかわらず、もう片側はへら状に広がり、両者の境目付近は特に厚くなっている。

一見する分には體のような形状を呈することから、この形代ではないかとする意見もある。全体の規格は全長が18.5cm、最大幅1.6cmを呈する。

## 6. その他

### 砥石

今回の調査区からは2点の砥石が出土している。図版210にはそのうちの一点を掲載した。この砥石は全長3cm、厚さ2cmを呈するもので、4面が使用されている。

### 鉄滓

調査区の各地から合計9点が出土している。一部は中世の遺物を包含する層や表土層からも出土している。

### 羽口

今回の調査区からは、小片ながらも5点ほどの羽口が出土している。ただし、出土層は表土層であったため、上記の鉄滓と同様、明確に時期を限定することはできない。

### 土錘

調査区の各地から大小9点が出土している。円柱状のやや厚手のものと、中央部分のみを厚くし両先端を先細りさせるような比較的小型で細めのものとに大別される。

### 製塩土器

調査区の東側の湿地帯からは、調整をほとんど施さない粗製の土器が数点ほど出土している。これらは全て胴部であるが、製作時の粘土帶を示す部分が残存する他、赤茶けた色調を呈するなど、その特徴からは製塩土器の可能性が高いと思われる。

## 第4章 須田藤の木遺跡の概要

### 研究小史

須田藤の木遺跡は、30年以上も前に埋蔵文化財包蔵地として周知されていたが、過去に行われた調査件数は少なく、試掘調査を別とすれば、今回が通算2度目の本調査ということになる。

前回の本調査が行われたところは現在の五十里東町の南部になる。その内容については古墳時代のものが注目を浴び、古代の検出物はあまり注視されなかったようである。

その前後、当遺跡については、東大寺領須加荘の比定地の一つに数えられることになった。これは遺跡周辺の地形や地割が須加荘の絵図と酷似することに端を発するものであるが、しかし、須加荘の絵図をみるとかぎりでは、荘域の北側は直線的な山裾と接する筈であるにも関わらず、現地ではこれとは照合し得ない谷地形が存在していることから、須田藤の木遺跡をもって須加荘とする説には、否定的な声も根強い。

須加荘の比定地は、当遺跡以外にも2箇所が候補にのぼっている。一つは高岡市岩坪岡田島遺跡の周辺とする説であり、他は高岡市手洗野赤浦遺跡周辺とする説である。しかし、これら計3地点は発掘調査が十分になされていないため、これまでの比定地論は文献史学や歴史地理学的な考察によるところが大きい。

現在のところ、須加荘の有力な比定地とされているのは金田章裕氏などの説く須田藤の木遺跡の周辺とする説である。金田氏は3説周辺の地理を検討し、須田藤の木遺跡の東側に該当する比高差約2

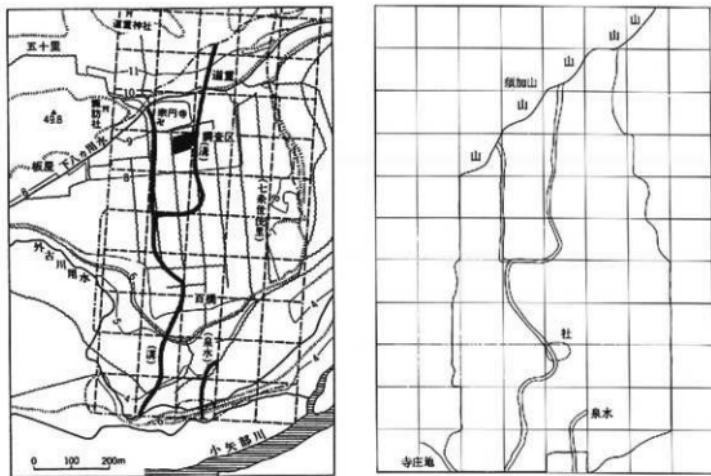


図9. 金田説（左—金田論文より一部加筆）と須加荘の絵図の概略

～5mの断崖に着目する他、水脈の推定などを行うことによって、地理学的な立場から、その地こそが須加莊の比定地として最も相応しいとした。そして上述した谷地形については開拓のすんでいなかった状況を想定し、当該地は広義な意味で山裾が存在するようにもみえたのではないか——として自説を補強している。

今回の当遺跡の発掘調査は、このような経緯の中で行われたものである。またこの年は上記3説の候補地が一齐に調査される機会に恵まれた年でもあった。その結果、須山藤の木遺跡からは古代の検出物があったものの、他2説の調査区からはそうしたものが検出されなかったため、須加莊に対する比定地論も、いよいよ拍車がかかることとなった。

#### 昭和45年当時の出土遺物

昭和45年においては、須山藤の木遺跡の第1回目の発掘調査が行われた。このときの調査区は、現在の五十里東町の南端部分にあたるが、ここからも多岐にわたる遺物が出土している。

従来の須山藤の木遺跡に対する理解としては、古墳時代前期のもの他、7世紀代の遺物の存在ばかりが注目を集めた観があるが、実際には、この他にも8世紀から10世紀代の遺物も出土しており、このことは、あまり知られないまま現在に至っているようである。ちなみにその比率については古墳時代前期のものが約半数を占めるものの、もう半数は8世紀後半代から10世紀代のもので占められている。また、その内容についても、硯をはじめ、9世紀代の内黒上器や赤彩土器、或いはK90型式の灰釉陶器の碗や、須恵質の瓶も出土している。

なお、須山藤の木遺跡が須加莊ならば、昭和45年当時の調査区は、絵図に「社」と書かれている地点（金田説）にも近いという。

#### 今回の発掘調査による検出遺構から

須山藤の木遺跡をめぐる研究史の大綱は上述のとおりであるが、45年当時の検出物を検討するならば、既にこのとき律令期における官衙的な遺跡となる可能性が抽出されていたと言える。今回検出された遺構や遺物の個々の内容については本書第2～3章に概略を述べてきたが、以下ではその内容を統括的にまとめ、須山藤の木遺跡の歴史的性格について言及していきたい。

今回検出された遺構は掘立柱建物5棟に、礎状遺構群や溝1条、そして木製品を多量に出土した湿地帯が検出されたにとどまる。

当地においては、礎状遺構ないし湿地帯がはじめに形成されていたものと思われる。これらの年代については調査区から出土した遺物の全体的な年代幅や、後出する掘立柱建物との切り合い関係などから、相対的に8世紀代に形成されていたのではないかと思われる。

次いで、それらを一部、或いは全てを廃絶して掘立柱建物が連続的に建てられる時期がくる。建物は撤去から出土した遺物によって、8世紀後半代以降に建築がはじまつたことが知られる。

検出された5棟の建物は、全て重複又は近接しているため同時共存した可能性は薄く、今回の調査区の中だけに限って言えば、建物の検出された範囲では常時1棟のみが建て替えていたものと思われる。これらの存続期間については如何ともしがたいが、全ての建物が連続的に建て替えられたも

のとするならば、長期にわたり建物が存続していた可能性が浮上するものと思われる。

なお、5棟の中には、SB01のように北側と東側の2面に庇をもつものもあることから、この建物には一時的なりとも対外的な用途をもった可能性が窺われる。また、暗文土器や灰釉陶器、或いは水滴や木筒に加え、「宅」墨書き土器などの遺物の存在が、こうした建物の造営時期と重なることは、遺跡の性格を問う上では重要な史料となるものと思われる。

調査区外にどのような遺構群が展開されたかは不明なもの、こうした状況からは、その場に庶民の日常生活が営まれた可能性を問うよりも、むしろこの場合は公的な様相をもとめるべきではないかと思われる。

#### 今回の発掘調査による出土遺物から

今回の調査区からは多岐にわたる遺物が出土した。これらの出土量は膨大な数にのぼるため、全てを本書に記載することは出来ないが、下記に示す表などをもって以下にその全体像について簡略に述べてゆきたい。

今回の調査で出土した遺物には、土器や陶磁器類の他、木製品や金属製品などがある。これらのうち、8世紀中頃から10世紀代までの土器・陶磁器類が総数800個体以上にのぼり、全出土遺物の圧倒数を占めている。

なお、この他にも5片の中世と、12個体分の7世紀後半代のものも見受けられるが、上述した時期のものとは年代的にも断絶期間がある上、数量的にもごく少量であることから、いまのところ中世や7世紀代の様相は当遺跡においては中心をなすものではなかったものと思われる。

以下では、当遺跡の中心をなすであろう時期——すなわち8世紀中頃から10世紀代までの出土遺物を中心に述べてゆきたい。

まず、当遺跡から出土した2個体の暗文土器について考えてみたい。暗文土器とは、元々は近畿系のものであり、地方においては搬入や模倣を経て、国府をはじめとする官衙的な遺跡から出土する傾向にある。当遺跡から出土したものは8世紀前半から中頃の特徴を呈することから、暗文土器は当遺跡の開始期に存在したことになる。

これらについては模倣品の可能性もあるが、仮に間接的にでも、こうした先進地域との交流をしのばせるものが当遺跡の開始する前後にも存在していたということは、当遺跡の性格を問う意味では好史料となるのではないかと思われる。仮に、須田藤の木遺跡を東大寺領須加荘をはじめとする官衙遺跡と理解するならば、こうした近畿地方との交流を暗示する遺物の出土は有機性を帯びる可能性がある。

この他、当遺跡からは水滴や硯、或いは木筒といったものも出土しており、これらの存在からは、当遺跡に文書事務が存在していたことを窺わせる。また、そのことは包含層から出土した「宅」とおぼしき墨書き土器の存在とも関連し、事務的施設の存在をも想起させる。

そして、当遺跡からは3点の木簡が出土しているが、特に2号木簡については、その書き出しが郵名からはじまるものと考えられる上、裏面には「十月十日」とあり、この時期は納税期にもあたることから、この木簡は、当地に地主を納入する際に持ち込まれた荷札木簡であった可能性も検討を要

するものと思われる。もっとも、仮にそれが地子米であったとしても、これが樂田であれば当遺跡を須加莊に比定する材料にもなろうが、公田であったならば当地は郡衙閏連施設であった可能性が高まるものと思われる。

また、前述したように、須田藤の木遺跡は昭和45年にも発掘調査がされ、その際に多くの遺物を得ており、それらは今回の出土遺物と同時期とみられることから、両地区を包括する広域な様相が存在した可能性が考えられるよう思われる。ちなみに須田藤の木遺跡が須加莊であるならば、両調査区は何れも比定地の範囲内に所在することになる。

なお、この他にも矢板の他、装饰大刀の部類に属するであろう大刀の足金物が出土しているが、それらの詳細については後述とする。

### 器種構成

須田藤の木遺跡から出土した検出物については、官衙的なところもみられる一方で、大足や糸巻具の出土、それに検出された建物についても、必ずしも官衙ばかりを規定できない要素も含まれる。そこで、以下では当遺跡から出土した遺物の器種構成を整理してみることしたい。

今回の発掘調査で出土した遺物からは、表2に示したような器種構成の統計を得ることができた。以下は表2をもとに記述をすすめてゆきたい。ちなみに、この統計は当遺跡の7世紀代を除く古代全般を対象としているが、特に年代によって上記の比率に変動はみられなかった。

須田藤の木遺跡から出土した遺物の全体の比率からは、表2のような数値が得られた。以下では、この数値を宇野隆夫氏の研究成果と照合してみよう。まず、越中国府閏連遺跡では食膳具が90.5%，煮炊具が3.6%，貯蔵具が5.9%という数値が得られている。

それに対し、莊園の荘所とされる入善町じょうべのま遺跡の9世紀代の様相では食膳具85.4%，煮炊具9.7%，貯蔵具4.9%という数値が、そして10世紀代では食膳具94.9%，煮炊具0.7%，貯蔵具4.4%であるという。さらに集落遺跡とされる立山町浦山遺跡では、食膳具54.0%，煮炊具43.6%，貯蔵具2.3%という数値になるという。

上記のデータが全てではないにしろ、官衙的な遺跡では食膳具が圧倒数を占めるのに対し、集落的なところでは食膳具と煮炊具の比率が大きく変わらないという傾向があるとされている。また、官衙的な遺跡では灰釉陶器や綠釉陶器といった所謂『高級陶磁器』が出土するのに対し、集落ではこれらは殆どみられないという現象が指摘されている。

仮に、上記の傾向を須田藤の木遺跡に置き換えてみると、当遺跡の場合は食膳具の比率が煮炊具のほぼ倍数を呈するものの、全体としてはやや集落的な様相を呈するところがある。ただし、灰釉陶器や暗文土器といったものや「宅」墨書き土器などもみられることから、庶民の集落のみが存在していたとも考えがたい一面が窺われる。

### 足金物について

衣服令の規定やその解釈によれば、金や銀の使用、又は装飾を施した大刀の所有を許されたのは、概ね五位以上の貴族であったと理解されているが、須田藤の木遺跡から出土した足金物については、

食器類			煮炊具			貯蔵具		
上部器杯類	221個体	28.1%	上部器鉢	221個体	21.2%	須恵器壺	66個体	8.8%
須恵器杯類	247個体	33.0%	土師器鉢	42個体	2.1%	須恵器壺	14個体	1.9%
灰釉焼他	16個体	2.1%						
内黒土器	21個体	2.8%						
赤彩土器	5個体	0.4%						
小計	510個体	59.8%	小計	263個体	30.8%	小計	80個体	9.4%
合計			853個体			100%		

表2. 須田藤の木遺跡の器種構成

正倉院に現存する装飾大刀のそれと類似することや、六位以下が所持したと理解される所謂『墨作大刀』と相違することから、本品が古代社会においてどのように扱われてきたものなのか、当遺跡の性格論とともに議論を要すべきところがある。

以下では、東国を中心とする類例や、瀧瀬芳之氏の研究を参考しつつ、須田藤の木遺跡から出土した山形金具について考えてゆきたい。

山形金具とは、7世紀後半に日本にもちこまれたものとされ、以後は中世にまで存続するものであり、この間に存続した数種の足金物のうちの一形式でもある。

この長期の間、特に9世紀後半以降では社会の変革とともに大刀（又は太刀）をめぐる扱いにも変化が生じたことも考えられるため、ここでは7世紀後半から9世紀前半までこの類例を参考に、須田藤の木遺跡から出土した足金物について記述をすすめてゆきたい。

須田藤の木遺跡から出土した足金物は、あくまでも銅製のものであり、金や銀ではないことから、必ずしも貴族の所持品であるとはいがたいが、銅製の山形金具も往時は輝きを放っていたはずでもあり、また、前出の『墨作大刀』とは確かに型式が相違するため、この本来の所有者は一定以上の有力者だった可能性が考えられるのではないかと思われる。

なお、須田藤の木遺跡の例と同様、銅製もしくは一部に銅をあしらった、概ね8世紀代の特徴を有する足金物の各出土遺跡を概観してみると、一応のことまでは言及が可能なのかもしれない。

それらを概観すると、福島県稻古館古墳、石川県寺家遺跡、千葉県高麗遺跡、そして当遺跡の計4例があるが、これらは国府クラスや居館とまではいかないにしろ、稻古館古墳については蝦夷関連という意見が提案されている他、寺家遺跡については渤海の漂着地点ということから付近に客館の存在した可能性の考慮が、そして須田藤の木遺跡についても東大寺領莊園の可能性が——というように、いずれも律令的な遺跡ばかりであり、大筋においては一定以上の人物の介在し得る遺跡だったのではないかと思われる。ちなみに高麗遺跡については内容が不明なもの、やはり官衙的な遺跡であることは確かである。

ただし、表3にも示したが、全国的な類例の中には検討を加えなくてはならない事例がある。南関東における3つの集落遺跡からは、それぞれ鉄だけを素材とするものが堅穴住居などから出土してい

るからである。しかし、これに対しては、私見ながらも当時の社会的背景を鑑みる必要性を感じる次第である。上記3例は全て9世紀後半以降のものであり、この時期は莊園の台頭などから、徐々に伴侶体制にも陰りがみえてくるという。したがって、その出土遺跡が官衙とはかけ離れた一般的な集落であったとしても、そこから山形金具が出土するという現象には、そうした社会背景の中で理解することも一案ではないかと思われる。もっとも、須田藤の木遺跡と千葉県の高尾遺跡については、型式学的には8世紀代の特徴を呈するものの、ともに遺跡それ自体が10世紀代にまで存続し、且つ足金物の埋没年代が必ずしも明確ではないことから、両遺跡の足金物は上記3例と同様な理由によって遺跡内に存在した可能性も考えられ、今後の類例の増加を待つべきところもあるであろう。

しかし、山形金具に関する理解については、その出土状況を鑑みるべきであるという瀧瀬芳之氏の意見がある。山形金具の検出状況を大別すると概ね2通りがあり、一つは収蔵品や古墳への副葬品である場合で、元々は大刀一口が原形をとどめる場合であり、もう一つは火刀を構成する一部の金具のみが遺跡から出土する例である。

この現象に対し、瀧瀬氏は各地の帶金具の出土例を参考に比較検討を加えている。帶金具は一定以上の位階をもつ役人が持領するものであるが、実際には、官衙遺跡以外からも出土することがある。これは不要となった腰帶の一部を裁断し、所有者が近親に与えたものと理解されるのが一般的の理解であるが、これがもしも大刀にも当るのであれば、装飾大刀を有するような豪華性が特に見受けられない遺跡から大刀の金具のみが単体で出土する各地の現象は、こうした贈与関係で理解できるのではないかというのである。

須田藤の木遺跡の例は、後世の散逸によって偶然に調査区内から足金物だけが出土した可能性もあるものの、現実的には足金物だけが単体で出土したものである。仮に瀧瀬氏の考察が正しければ、当遺跡から出土した足金物は、8世紀後半以降の時期に当遺跡に介在する者が譲り受けた贈与品であった可能性までを導く。

須田藤の木遺跡から山形金具が出土したことを見直接か直接か何れととるにせよ、当地は、このようなものを持ちうる人物との接觸が見込まれるような様相を持ちえていたのではないかという可能性が浮上するものと思われる。

#### 矢板の検出から

調査区の中央から東側にかけて湿地帯が検出され、この東端部分からは多量の矢板の検出をみるといたった。

周辺の環境を鑑みるかぎりでは、この湿地帯を何かに活用するには給排水や区画などを行う必要がある。ただし、周辺の七塙は砂地を基本としたことから、素掘りの構築物では長期間の用途には耐えなかつたであろうことは想像に難くなく、これを実現するためには構築物を護岸する必要があったものと思われ、調査区の東側から多量に検出された矢板は、こうした用途に基づくものだった可能性も検討すべきではないかと思われる。

この遺跡は、金田章裕氏をはじめとする多くの研究者によって『東大寺領須加荘』に比定される遺跡である。仮に金田説にしたがえば、図9に示すように、今回の調査区は絵図に記載される南北方向

表3. 足金物を有する大刀の分布 (注3)

番号	都道府県	遺跡名等	遺跡の種類等	部 位	金具の材質	遺跡の材質	備 考
1	秋田県	小原地古墳	墳墓	埋葬時は完存	金銅	8世紀後葉	
2	福島県	福六館古墳	墳墓	埋葬時は完存	銅、一部鉄	8世紀前半～中頃	
3	福島県	牛庭	墳墓？	一部欠損	銀	9世紀前半	一ノ山形金に金鋼釘、埋没時は完存と思われる。
4	茨城県	鹿島神宮	神宮	一部欠損	金銅	9世紀前半	神宝として織められた。
5	千葉県	野千下傳出遺跡	集落	山形金具のみ	銅	9世紀後半	竪穴住居から出土。
6	千葉県	野千下木戸遺跡	集落	山形金具のみ	銅	9世紀後半	竪穴住居から出土。
7	千葉県	高里遺跡	官衙	山形金具のみ	銅	8世紀～10世紀	集落内の土坑から出土。
8	東京都	川嶋谷遺跡	集落	山形金具のみ	銅	10世紀末～11世紀初頭	竪穴住居から出土。
9	石川県	寺家遺跡	祭祀遺跡？	花形鑿環のみ	銅	8世紀前半？	渤海との交流？他の部位には金銀製品あり。
10	奈良県	高松原古墳	墳墓	埋葬時は完存	銀	7世紀第4四半期	山形金具は銀製花形鑿環のみ検出。
11	奈良県	マルコ山古墳	墳墓	埋葬時は完存	金	7世紀第4四半期	
12	奈良県	正倉院	倉	完存	金、銅、他	8世紀中頃	
13	奈良県	東大寺大仏殿	寺院	埋葬時は完存	金、銀	8世紀前半～中頃？	須弥壇下埋納品 21丁。他に他型式の大刀が埋納。
14	京都府	輪王寺	伝世品	一部欠損、ほぼ完存	銀	9世紀前半	伝・坂上田村麻呂御用品。
15	富山県	須田藤の木遺跡	莊園？	山形金具のみ	銅	8世紀～10世紀中頃	遺物包含層出土。東大寺御須加庄とする古定案あり。

※、この他にも、春日大社、鶴岡八幡宮などの中世の例もあるが、表中では古代のものに限定して列挙した。

の2本の溝に挟まれる位置に相当する可能性があり、2本の溝のうちの東側の溝については、調査区と東接する私道付近がこれに該当する可能性が高くなる。この部分は、今回の調査区と東接する部分でもあるが、仮に当遺跡が須加莊であるならば、調査区の東側には絵図に記載される溝が所在するはずである。

残念ながら、この部分からは明確な遺構は検出されずに終わることとなったが、先に示した湿地帯と矢板とが、この溝の存在を示す可能性もあるのではないかという指摘があったことをここでは紹介しておきたい。ただし、それが確実に須加莊の絵図に記載される東側の溝であるのか否かについては、その矢板や遺構の年代論など、今後の周辺の調査成果に委ねるべきところがある。

#### 遺跡周辺の環境

須田藤の木遺跡は、一部に7世紀代の遺物の出土をみるもの、基本的には8世紀中頃から10世紀代にまで継続された遺跡であると言える。

8世紀中頃という年代が今後も不動のものであるならば、この遺跡は、これ以前に自然発生し、以来、長期にわたって継続されてきたもの——というよりは、8世紀中頃に移転、又は計画的な造営によって成立した可能性についても検討する必要があるようと思われる。また、長期間の存続を支えるには、その地に何かの利点が存在した可能性も考えられる。

この遺跡は、高岡市五十里地区に立地し、その北側には西山丘陵と呼ばれる山並みが、そして南側には自然河川の小矢部川が流れ、遺跡はちょうど両者の間に展開する自然段丘上に立地している。調査区に北接する山沿いには古代道がはしる一方、遺跡の南側を流れる小矢部川についても、古代では水路として活用されていたことが確実となっており、そこには人的な往来はもとより、物資の往来も存在した地域であったということができる。また、上記した陸路の両先端には、礪波郡や射水郡の両郡衙や越中国府の推定地が控えていることから、各官衙間をめぐる交通も存在していたとする意見がある。

この意見が正しければ、当地の交通は、越中国にとっては主要な交通路の一つであった可能性があり、また、当遺跡の選地にあたっては、こうした交通の便を考慮した可能性も視野に入れておく必要があるのではないかと思う次第である。また、今回の調査で検出された2号木簡を、物資とともに荷札として当地に送られてきたものとするならば、確かに水運の存在も活きてくるであろう。

なお、前述した2号木簡の解釈から、当遺跡をめぐっては郡衙別院とみる意見も指摘されている。しかし、当地は射水郡の西端に位置しているため、当地に物資を運ぶよりも、国府や郡衙の所在する高岡市伏木地区に直接出向いた方が好都合なところも多かった筈である。したがって、仮に当遺跡が群衙別院であったとしても、それはごく小規模な範囲を統括するものであった可能性も考えられるのではないだろうか。

## 第5章 結語

平成11年度における須田藤の木遺跡の発掘調査成果について記述をすすめてきた。以下では、これまでの記述を総括するとともに、この遺跡をめぐる今後の研究上の視点などについて述べていくこととする。

今回までの調査の結果、この遺跡は官衙的な様相を呈していたことが判明し、さらに2号木簡の存在からは、周辺に納税行為を行っていたことを窺わせることとなった。また、暗文土器の出土からは、この遺跡が都をはじめとする先進地域と開始当初に何らかの交流をもっていたことを暗示し、さらに、装飾大刀の足金物の出土からは、有力者の介在やその近親者の所在を当遺跡に想起させることとなった。

また、今回出土した遺物を勘案するならば、この遺跡は8世紀中頃から10世紀代にわたって存続していたものと考えられる。しかし、この傾向が今後も不動のものであるならば、この遺跡は律令期の最中に忽然と成立するばかりでなく、その後も長期にわたって存続することからも、例えば在地集落のような自立発生的なものとは考え難いところもある。もちろん、長期に及ぶ存続からは、その背後に大きな権力や用途が控えていた可能性も想起されるのではないかと思われる。

なお、この遺跡は金田章裕氏によって東大寺領須加莊に比定され、現状ではこれを確実視する意見も多い。本著もこの遺跡の歴史的性格にせまるための一案と考え、一部にはこの説との対比を意識的に紹介するなどしてきたが、上記した遺跡の存続年代は須加莊のそれとも一致しており、また、その他の成果についても、その案を支持しうる要素が多方面から見受けられたため、総じて、この比定案は、今回の発掘調査をとおし、さらに蓋然性の高いものとなった印象ももたれる。

ただし、これまでの成果では、この遺跡を須加莊と断定させる直接的な物証までは得られていないため、この比定案には完全な決着がついたとは言えず、現状では補足すべき点も幾つかみられるようと思われる。

まず、現段階の須田藤の木遺跡からは、莊園遺跡を論ずる際に大きな決め手となる「庄」墨書き出土していないという点を挙げておきたい。もちろん、この遺物の有無だけをもって莊園遺跡とする是非を決することはできないが、それでもこの遺跡が莊園であるならば、この遺物の出土があっても不思議ではないと考える次第である。また、これに伴って莊所の遺構を検出することも、この遺跡を莊園と決定するための不可欠な要素となるように思われる。これまでに検出された遺構を勘案するに、例えば今回検出したS B 01については、確かに官衙的な要素を有してはいるものの、この1棟だけでは莊所を構成する施設とは考え難いため、やはり他の類例にしたがい、考古学的には確実に莊所と肯定できる遺構群の検出をみることが望ましいのではないかと思われる。

ただし、従来のように、須加莊の開田園の南端付近にみえる『寺庄地』の部分に莊所が所在するものと解するならば、それは今回の調査区からは直線距離にして700m以上も離れた地点に所在することになる。したがって、今回の調査区から莊所遺構などが検出されなかつたことは、むしろ必然であったと考えることもできるが、いずれにせよ、この点については近い将来にこの地が調査される日までの課題としておきたい。

さらに、現状では史料の提示があまりないため、問題の解決は将来に先送りされる部分が少なくなつたが、須加莊の比定地自体にも他に2つの案があり、これらとの比較検討も必要なのではないかと思われる。ただし、須加莊をはじめとする射水郡の各東大寺領莊園は、正倉院に現存するそれぞれの開田図によって互いの東西間隔等が把握されているため、一つの莊園の位置を決定するということは、他の莊園の比定地を或る程度限定することを意味するため、仮に須田藤の木遺跡と須加莊との対比を検証するとしても、それを確実なものとするには、他莊との位置関係についても合わせて考察し、そこから一応の傍証までを抽出しておく必要があるのではないかと思われる。

その他、この遺跡をもって莊園と即決できない点としては、上述の2号木簡に対する一案も見逃せないものがある。本文でも記したとおり、この木簡は莊園に伴うものと解することもできるが、一方では都衙開闢施設、またはその別院と解する可能性も残されるため、この点についても今後さらに深く追求する必要があると言えよう。

さて、上述した以外にも、須田藤の木遺跡を須加莊に比定するための課題や、この遺跡それ自体に対する案件も幾つかあるが、最後に以下の点を述べ、研究者各位に対する橋渡しとしたい。まず、須加莊への比定地研究は、今回の調査成果によって大いにプラスの方向に進展したのではないかと思われるが、それでも当地の古代史における東大寺領莊園の存在はあまりにも大きなものであるため、今後もこの比定地研究は完全な決着のつくまで継続すべきではないかと考える。

ただし、その一方で、莊園研究は比定地論に尽きるものではないことを提言しておきたい。例えば莊園遺跡として名高い石川県松任市の東大寺領横江莊遺跡や金沢市上荒屋遺跡などでは、単に、莊園遺構を確認するだけではなく、さまざまな検出物を総合的に研究することによって、莊園内部に至るまでの詳細な検討をすすめており、これが莊園研究に課せられる大きな目標となるのではないかと思われるからである。もちろん、当地の場合は当分の間は比定地論が研究の中心になると思われるが、従来までの研究は比定地論に終始した觀があり、そうした本來的な研究については、藤井一二氏らをはじめとする数名の研究者によるものが數えられるにすぎないため、いずれ当地の莊園研究についても、そうした研究へと移行していくべきではないかと考える次第である。

なお、比定地論に関する周知の史料は、既に研究し尽くされてしまったのではないかという意見もあるが、現地には埋蔵文化財という手つかずには等しい史料が地下に埋没している可能性が残されており、また、現実にこれだけの内容を今回提示することができたことからも、今後、この問題に対しては考古学的な視点から研究していくことも一案とみられ、ひいては周辺地域における埋もれた歴史を復元する一助として、埋蔵文化財にも着目すべきではないかと考える次第である。

ちなみに、高岡市を中心とする周辺地域からは、東木津遺跡や山米田南遺跡など、既に須加莊以外の東大寺領莊園に関するか、もしくはこれと対比させるに備するような遺跡の発掘調査もなされており、近い将来には、これらを総括した研究も次第に行えるようになっていくものと期待する次第である。

なお、最後に、これは史料不足のため現状ではほとんど着手することはできないものであるが、仮にこの地に須加莊が所在したとしても、この地に繰り広げられた歴史は到底それだけに終始するものではない筈であり、したがって、その前後の時代についても大いに研究の対象とし、ひいては、周辺地域における幅広い歴史の解明に努めていくべきことが本來の歴史研究の使命であると思われ、その点についても今後の課題として提言しておきたい。

## 参考文献

- 金田章裕 『古代莊園図と景観』 東京大学出版会1998  
金田章裕 『古地図からみた古代日本』 中公新書1999  
吉川敏子 『越中 越中国射水郡東大寺領莊園図』 『古代莊園図』 東京大学出版会1996  
藤井・二 『東大寺開拓の研究』 塙書房1997  
藤井一二 『古代日本の四季ごよみ—旧暦にみる生活カレンダー』 中公新書1997  
高瀬重雄 『越中における条里の研究』 『越中史壇会27』 1963  
鈴木景二 『越中の古代莊園図研究の動向』 『富山史壇129』 1999  
鬼頭清明 『古代日本を発掘する—6 古代の村』 岩波書店1985  
根津明義 『富山県西部の古代交通研究について』 『大境20, 21合併号』 富山考古学会2000  
工楽普通 『考古学選書12 水田の考古学』 東京大学出版会1991  
高田俊男 『服装の歴史』 中央公論社1995  
宇野隆夫 『律令社会の考古学的研究—北陸を舞台として—』 株書房1991  
橋本澄大 『日本の古代遺跡43 石川』 保育社1991  
鬼頭清明 『古代日本を発掘する—6 古代の村』 岩波書店1985  
齋瀬芳之 『大刀の佩用について』 『埼玉考古学論集』 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団1991  
水見市 『水見市史3』 1998  
高岡市 『たかおか 歴史との出会い』 1991  
高岡市 『高岡市史 上巻』 青林書院新社1959  
砺波市 『砺波の歴史』 1988  
土井弘 『原色日本の美術4 正倉院』 小学館1968  
富山県教育委員会 『富山県埋蔵文化財包蔵地図』 1993  
富山県教育委員会 『富山県埋蔵文化財調査報告Ⅲ』 1974  
高岡市教育委員会 『市内遺跡調査概報IX』 1999  
石川考古学研究会 『石川県考古資料調査・集成事業報告書 武器・武具・馬具Ⅰ』 1996  
石川考古学研究会 『石川県考古資料調査・集成事業報告書 祭祀具Ⅱ』 1997  
中世土器研究会編 『概説 中世の上器・陶磁器』 1995  
荒井隆・岡田一広 『東本津遺跡』 『木簡研究21』 木簡学会1999  
東京国立博物館 特別展『日本の武器武具』 1976  
近つ飛鳥博物館 『近づ飛鳥博物館図録9 金の大刀と銀の人刀  
——古墳・飛鳥の貴人と階層——』 1996  
穴沢 光・馬日順一 『郡山市牛廻出土の銀作大刀』 『福島考古20』 1979  
奈良国立文化財研究所 『木器集成図録—古代近畿編—』 1984  
宮内庁正倉院事務所編 『正倉院の大刀外装』 小学館1977  
(財)印旛郡文化財センター他 『高畠遺跡群Ⅳ』 1993  
角川日本地名大辞典編纂委員会 『角川日本地名大辞典16 富山』 1979  
深井甚三・本郷真紹・久保尚文・市川文彦 『県史16 富山県の歴史』 1997  
新東京国際空港公团・(財)千葉県文化財センター 『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書VI』 1990

(財) 富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所

『能越白動車道関係埋蔵文化財包蔵地調査報告 N E J -10・N E J -11』1999

皆川隆男・福島雅儀・成瀬正和・岡田文男 「福島県須賀川市福古館古墳出土鉄刀の構造調査」

『日本文化財科学会第15会大会発表要旨集』1998

ニュー東京空港カントリー俱楽部・(財)印旛郡市文化財センター

『ニュー東京空港ゴルフ場造成地内埋蔵文化財調査報告(Ⅲ)』1990

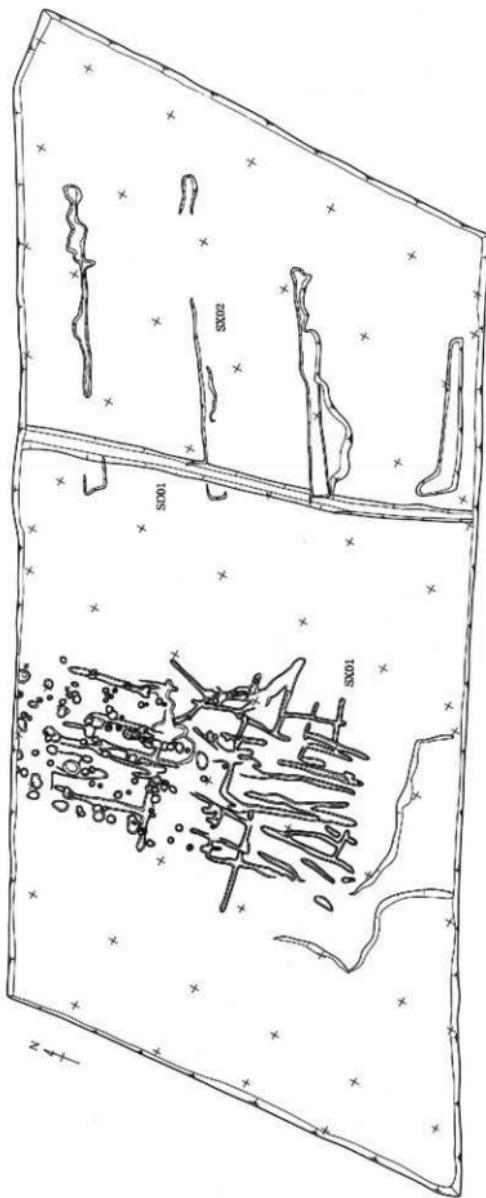
注1 足金物に関する本書の文章については、(財)埼玉県埋蔵文化財センターに所属する讃瀬芳之氏から多くのご教示を得て記述した次第である。

注2 昭和45年当時に出土した須田藤の木遺跡の遺物は、現在、高岡市立博物館に収蔵されているが、同館のご好意により、この度、その遺物を実見する機会に恵まれたものである。

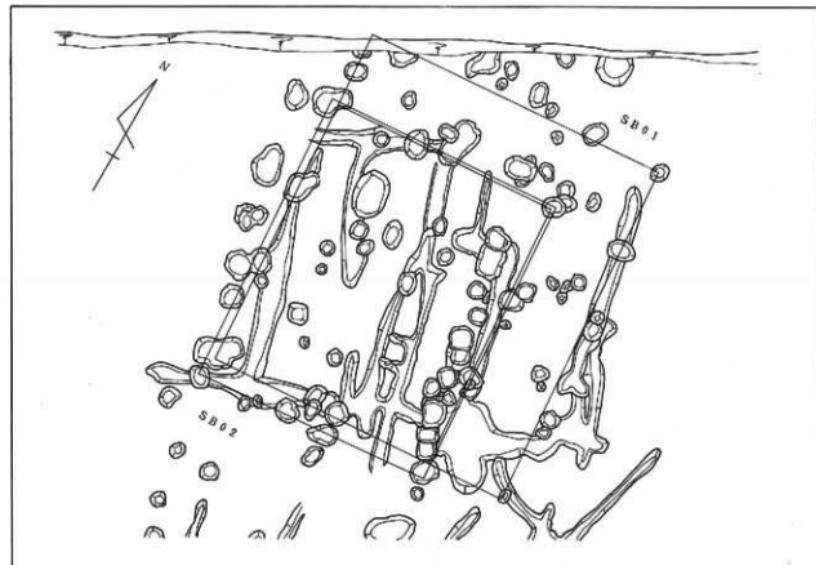
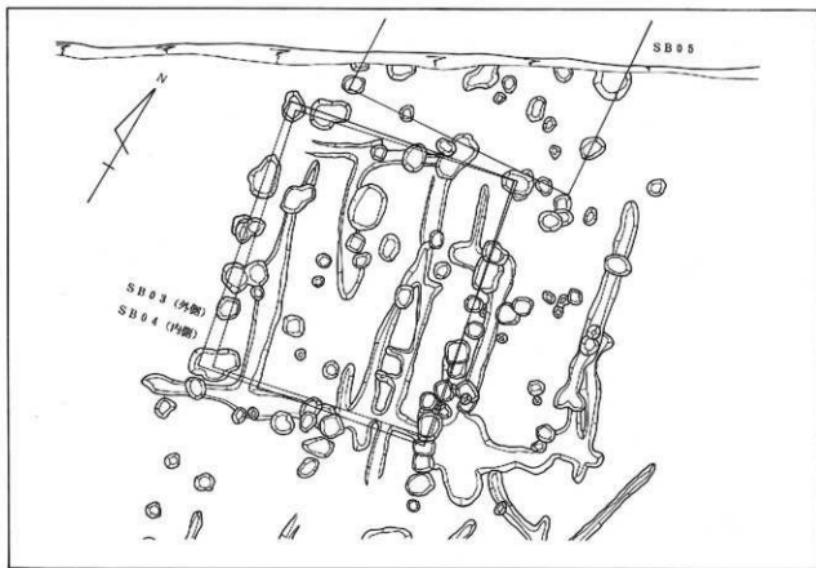
注3 表3における集成は、先学の史料を編者が簡易的にまとめたものである。この他にも類例があれば是非ご教示いただきたい。

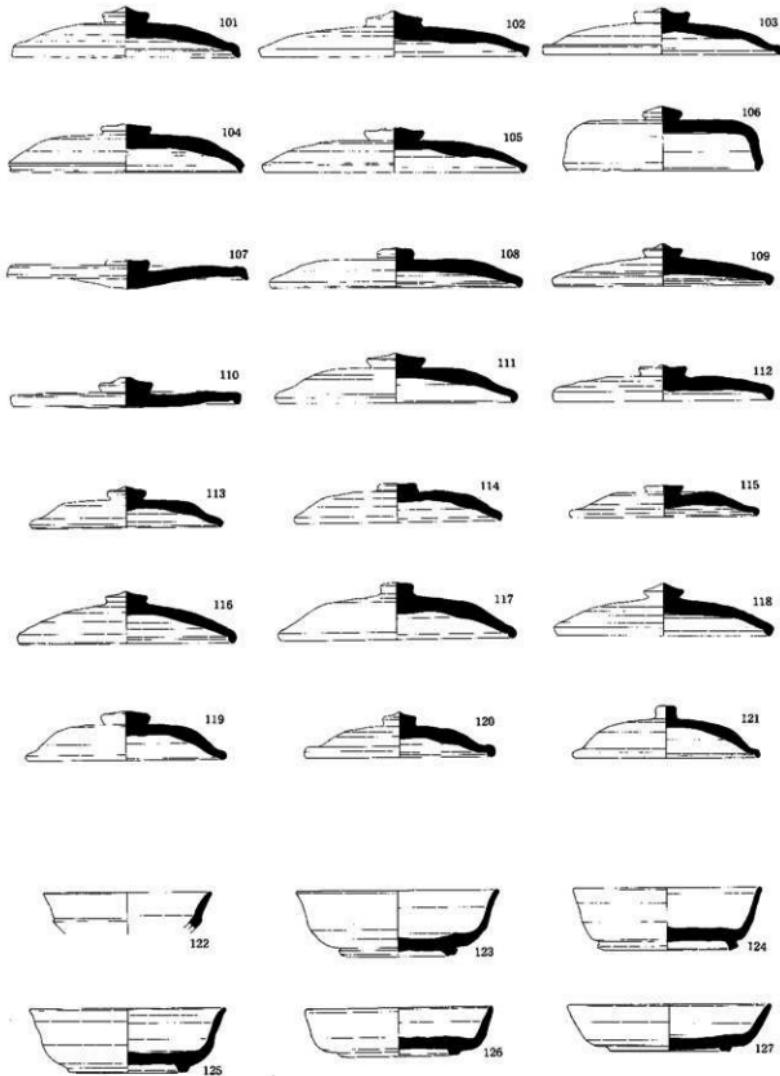
図面・図版

図面101 漆器全景 (1/250)



図面 102 堀立柱建物組み立て図 (1/100)

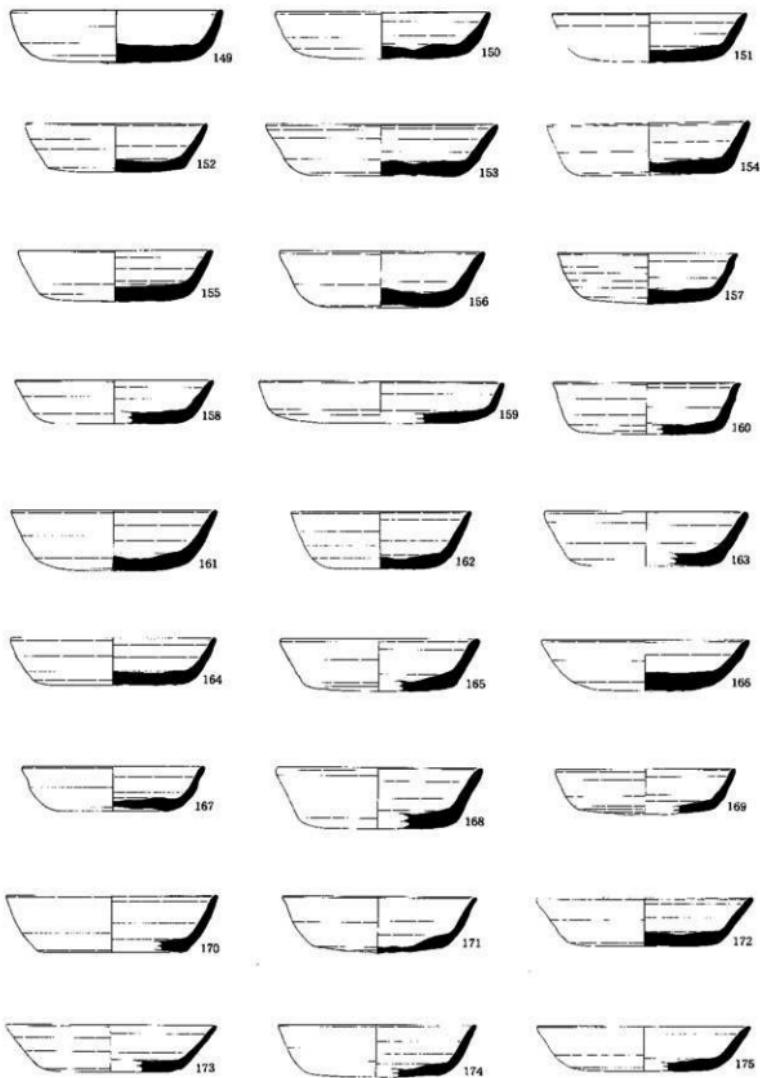


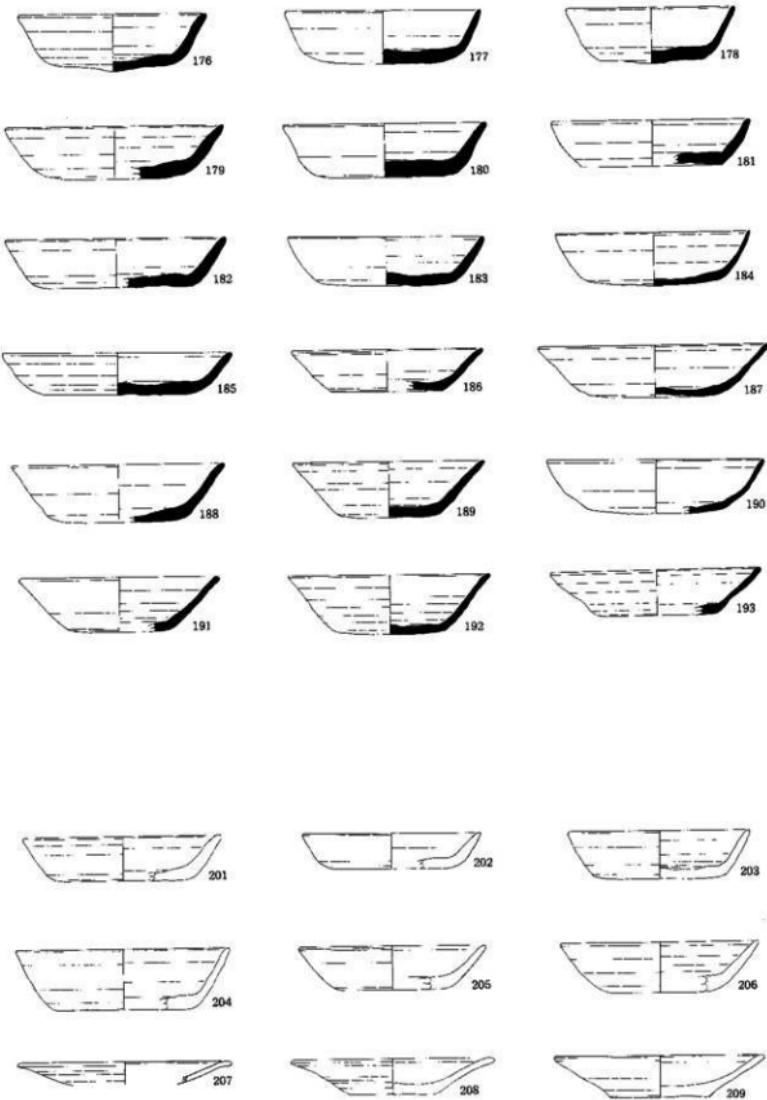


須惣器・蓋 (101~121)　杯 (122~127)

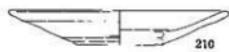


図面203  
須彌器・杯(縮尺1/3)

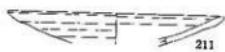




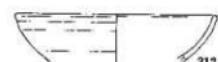
須恵器 (176~193) 土師器 (201~209)



210



211



212



213



214



215



216



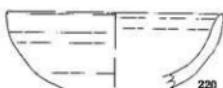
217



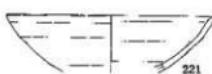
218



219



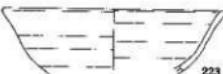
220



221



222



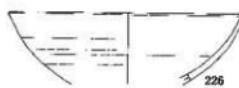
223



224



225



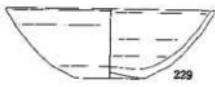
226



227



228



229



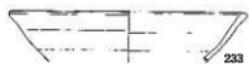
230



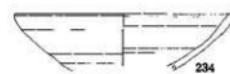
231



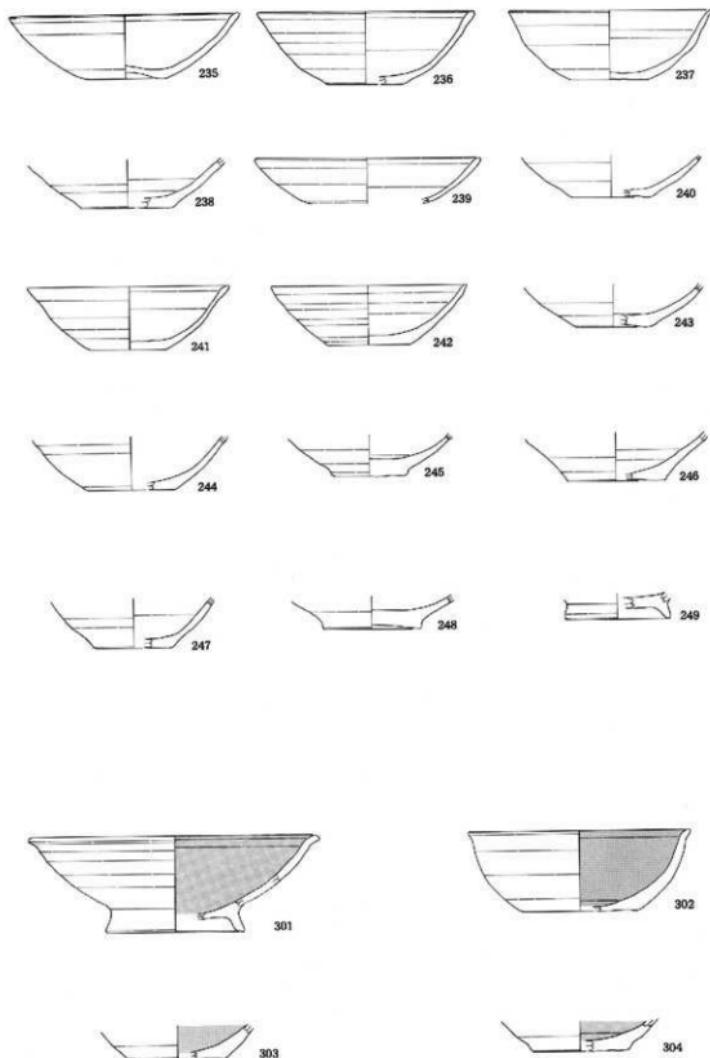
232



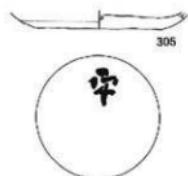
233



234



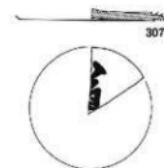
土器・杯 (235~249) 内黒土器 (301~304)



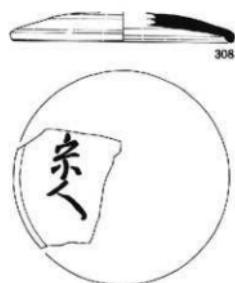
305



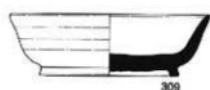
306



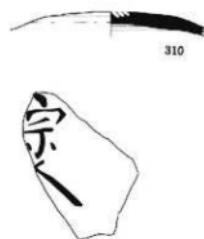
307



308



309



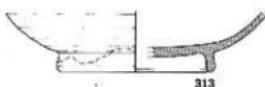
310



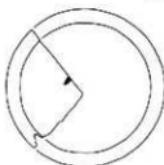
311



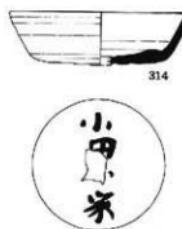
312



313

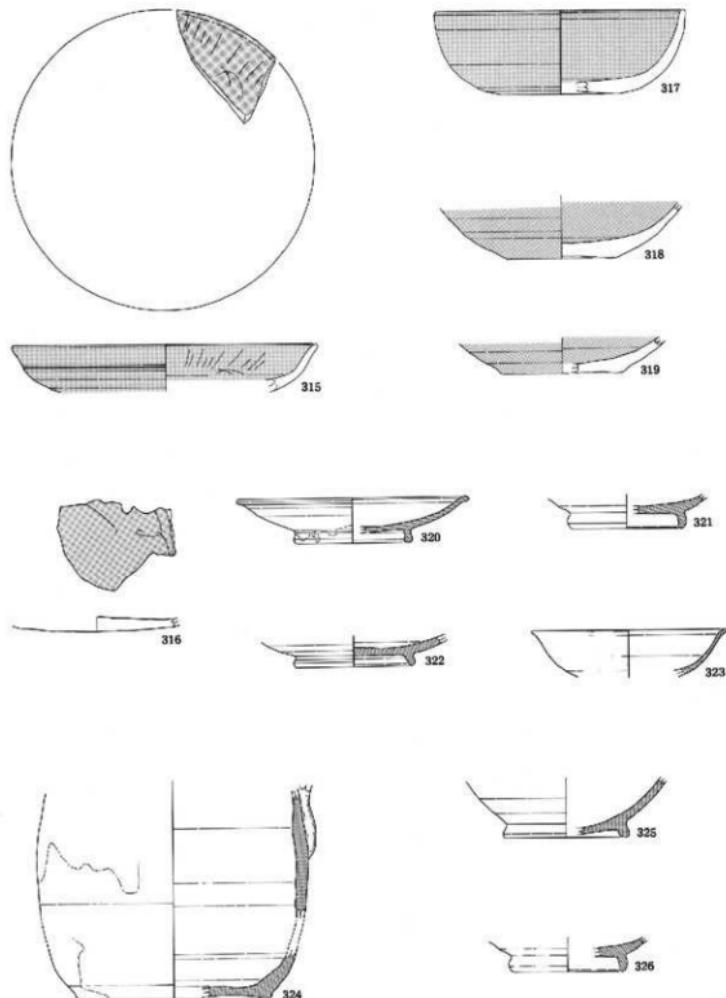


314



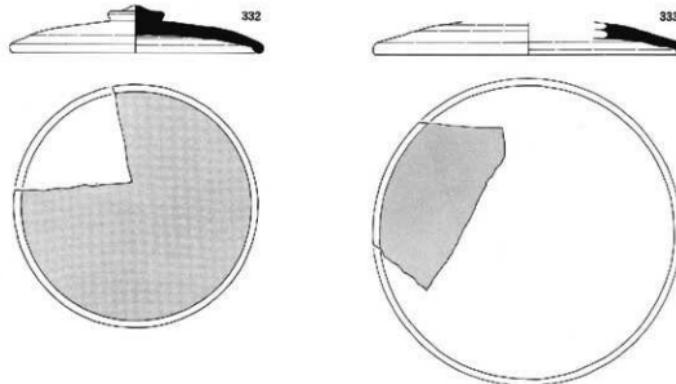
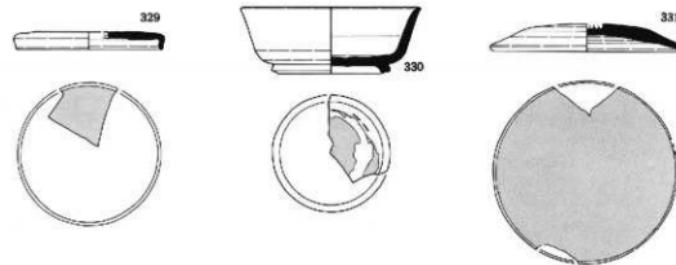
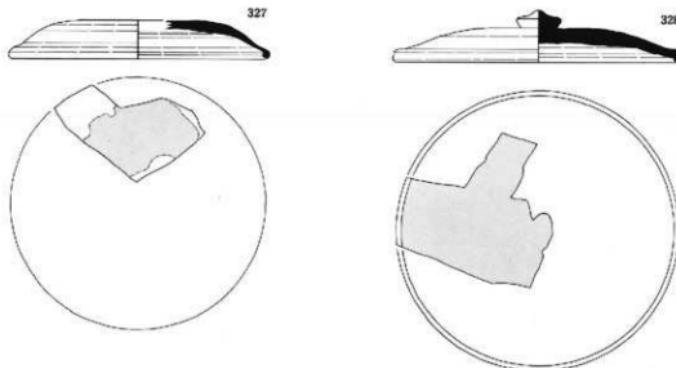
小  
田  
家

図面208 暗文土器、赤彩土器、灰釉陶器（縮尺1/3）

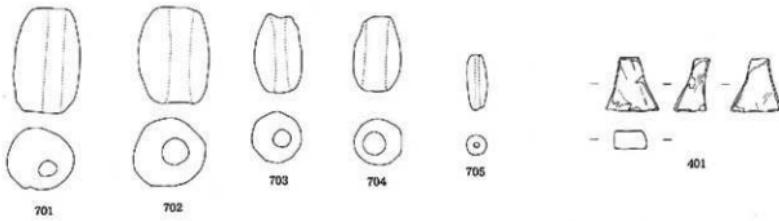
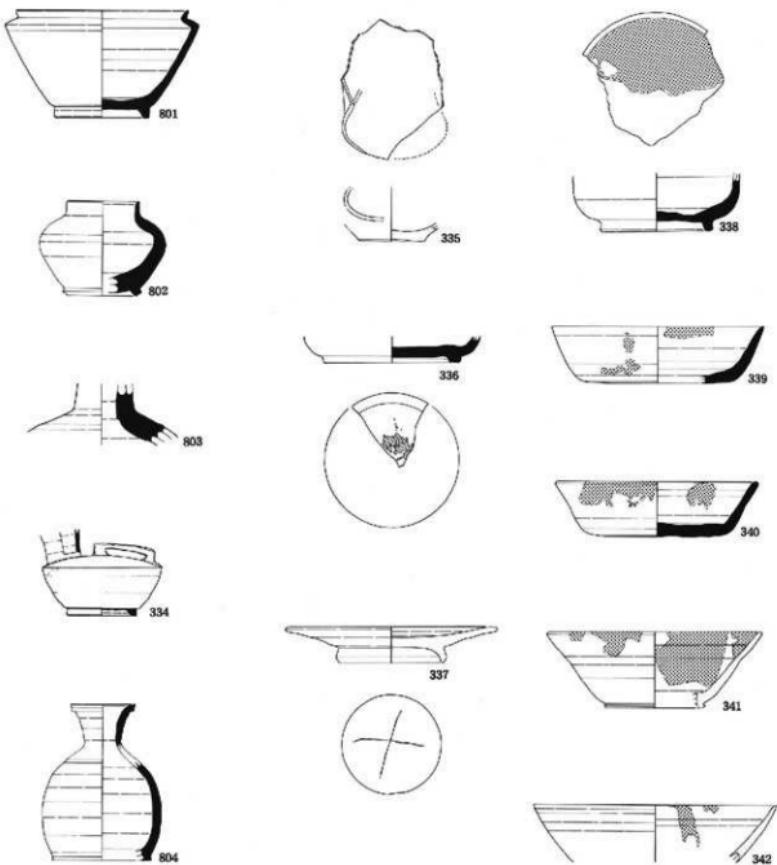


暗文土器（315～316） 赤彩土器（317～319） 灰釉陶器（320～326）

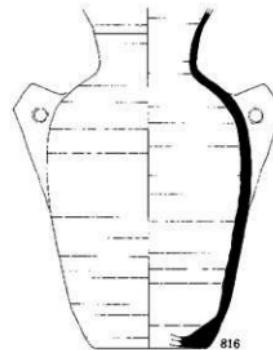
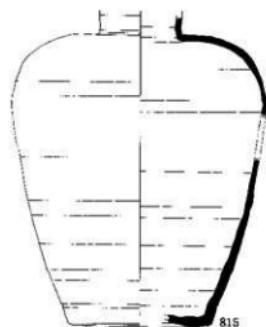
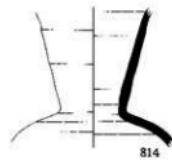
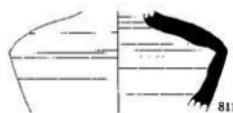
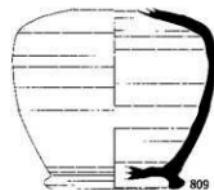
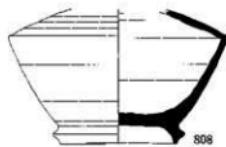
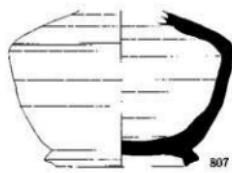
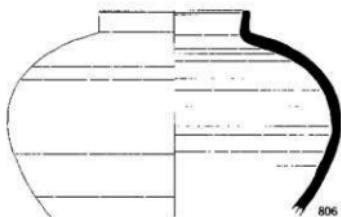
図面209 転用硯(縮尺1/3)



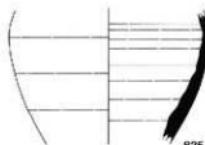
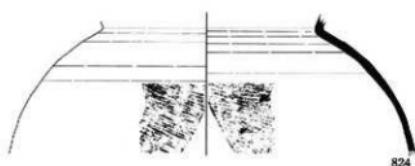
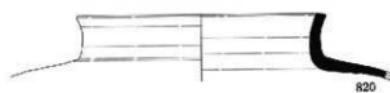
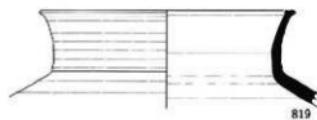
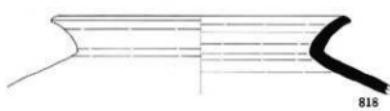
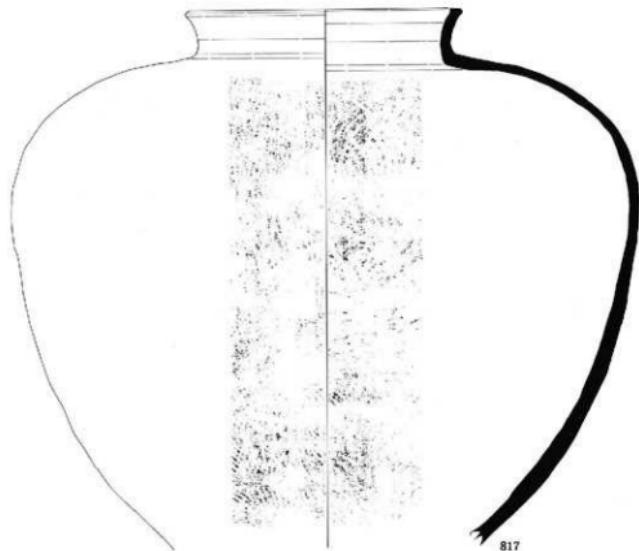
図面210 灯明皿、砥石など (縮尺1/3)

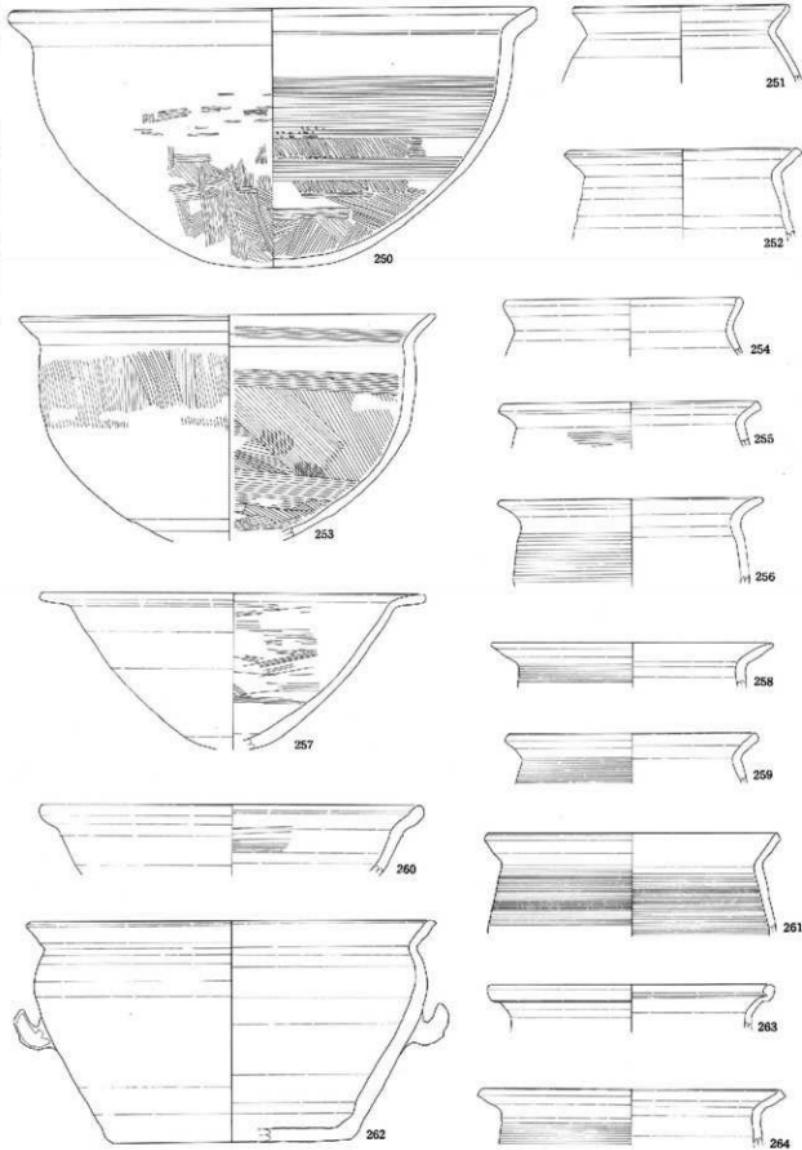


圖面211 須由器・壺(縮尺1/4)

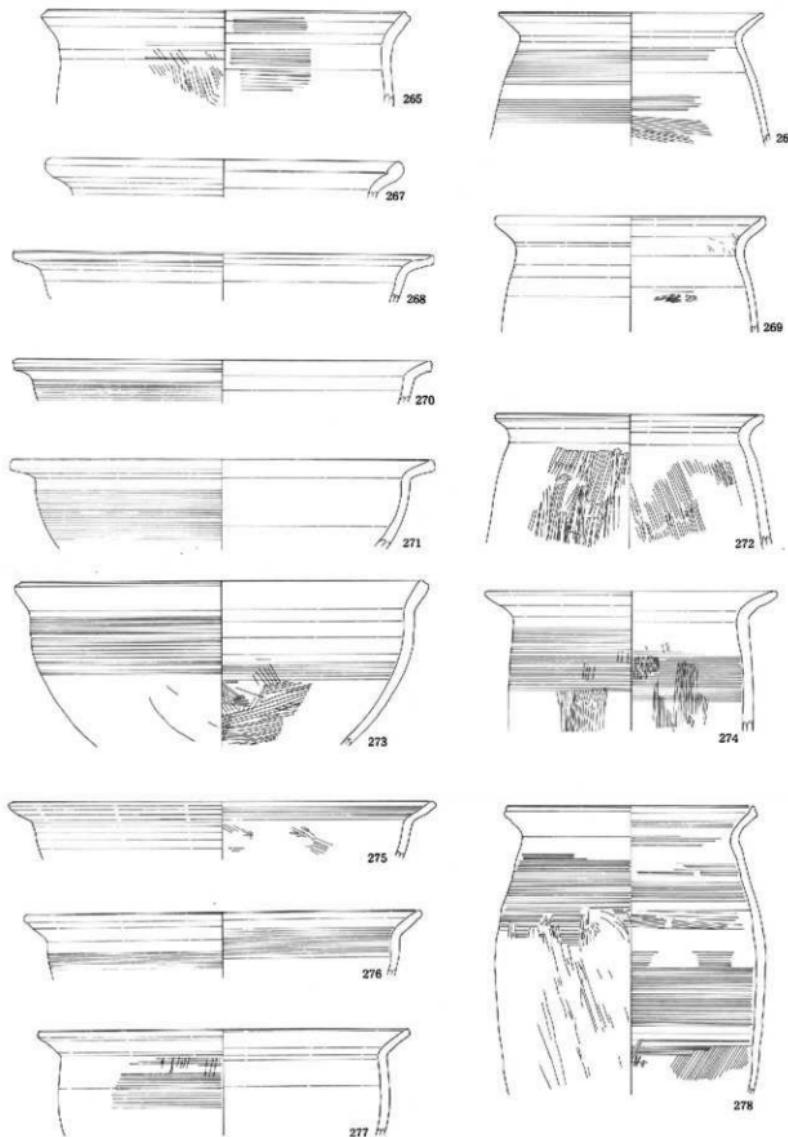


図面212  
須忠器・壺・大甕(縮尺1/4)

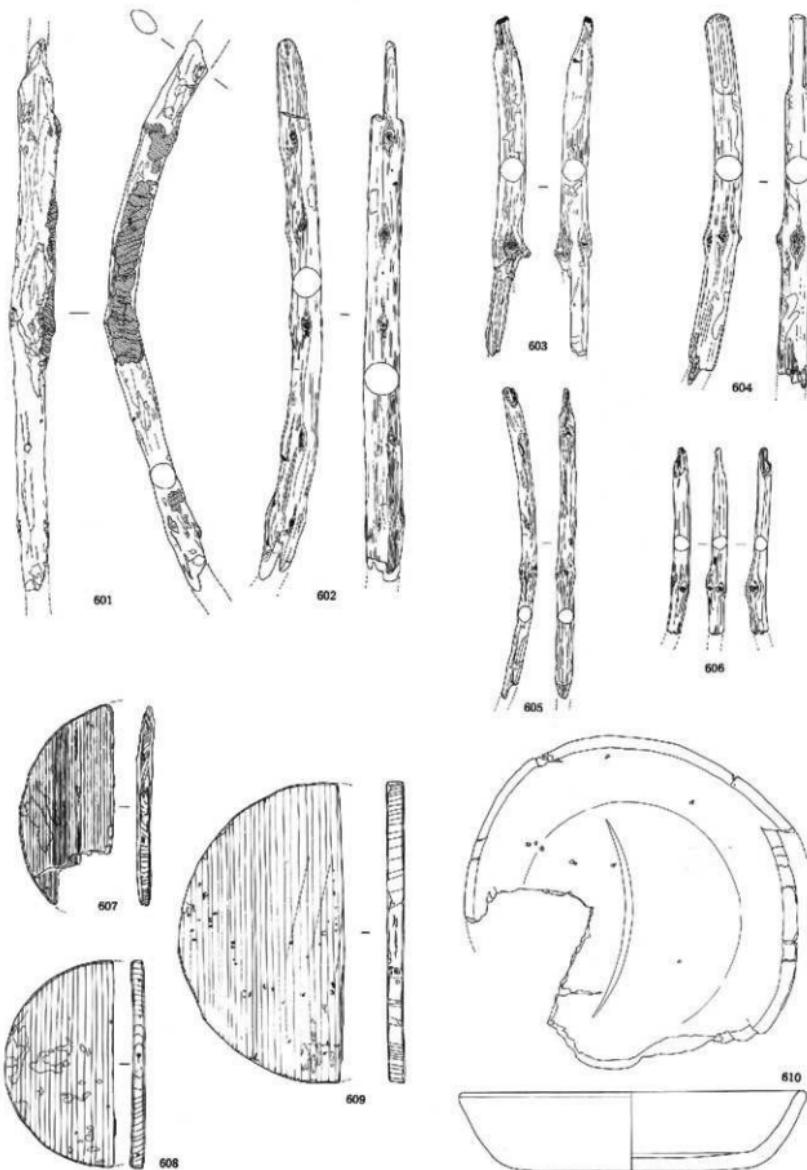




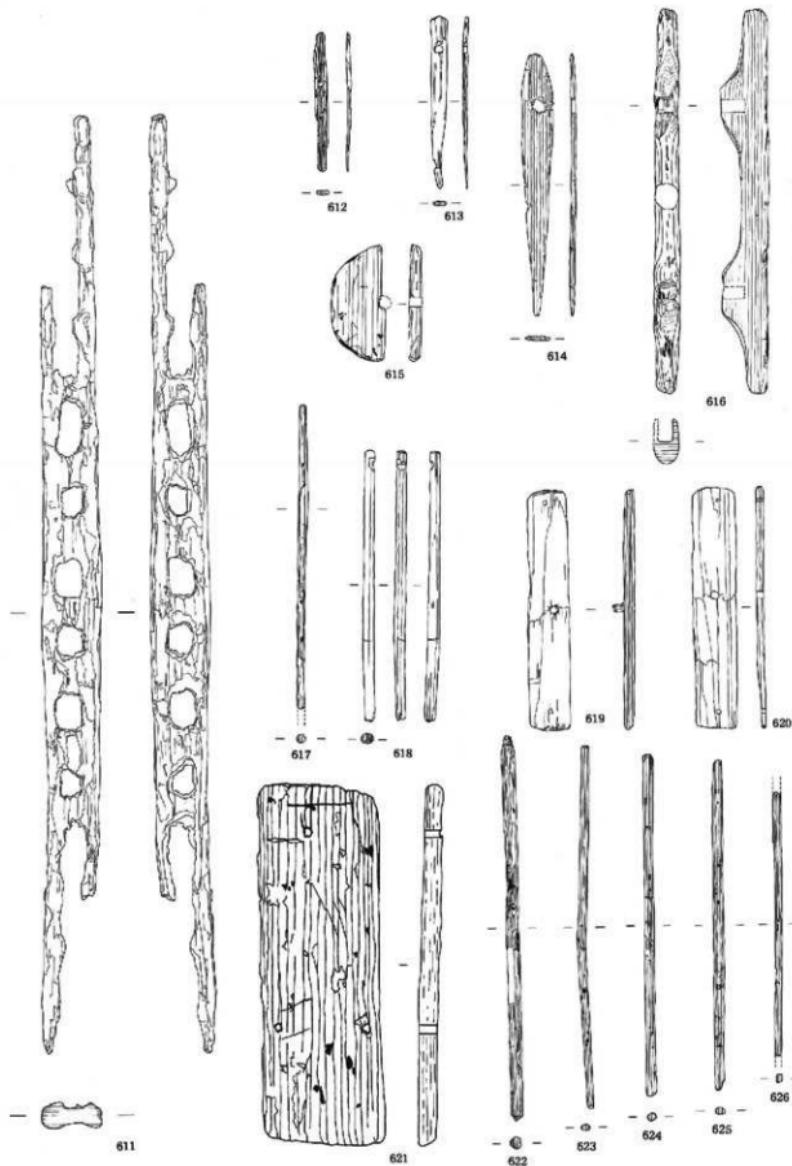
図面214 土器・甕など(縮尺1/4)



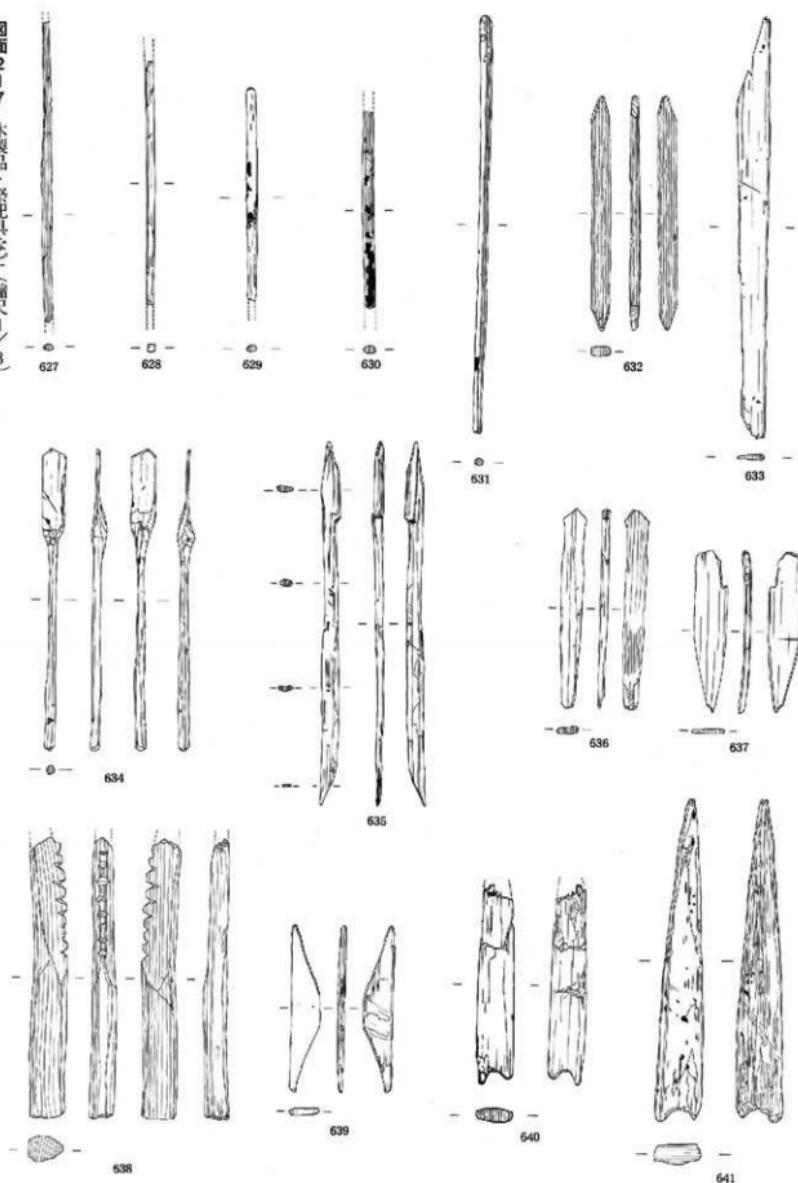
図面215 木製品・弓、蓋板、盤(縮尺1/3)



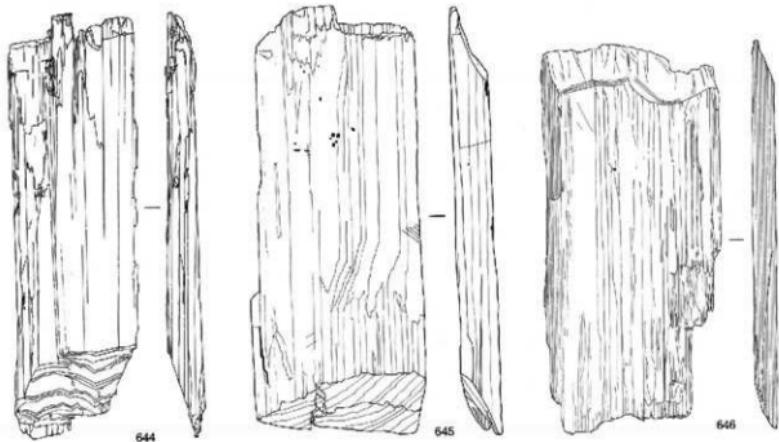
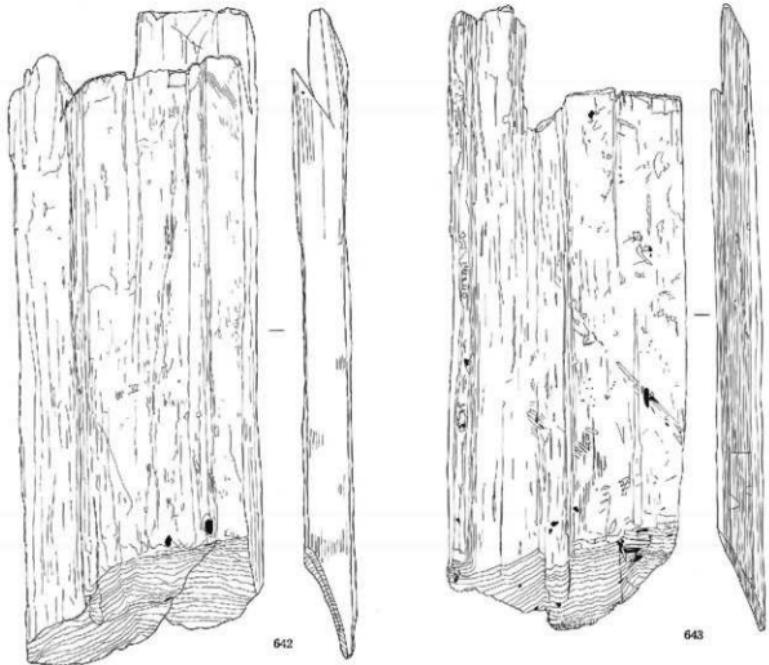
図面216 木製品・大足、木針など (縮尺1/3)



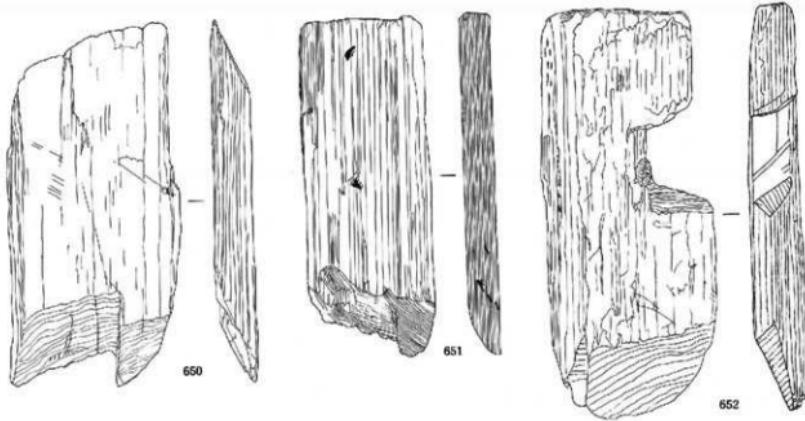
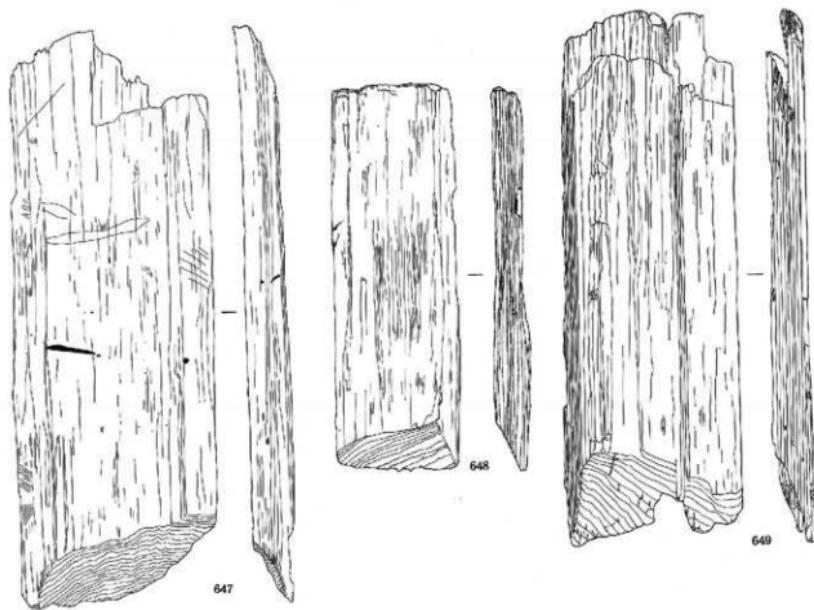
図面217 木製品・祭祀具など (縮尺1/3)

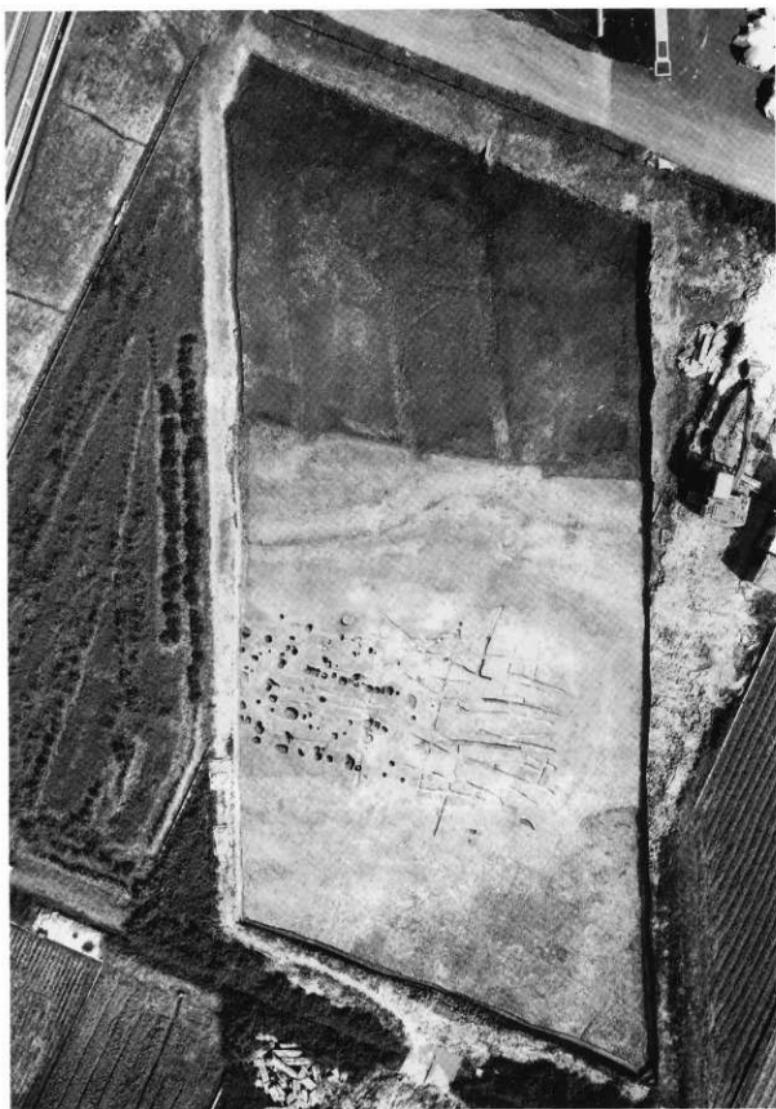


図面218 木製品・矢板 (縮尺1/4)



図面219 木製品・矢板 (縮尺1/4)





須田藤の木遺跡 調査区全景



掘立柱建物



作業風景

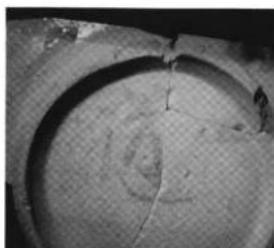


作業風景





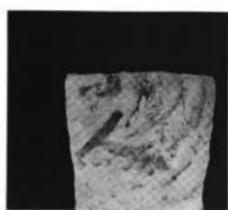
「宋人」



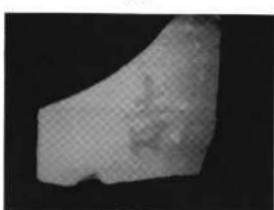
「道」



「小口家」



「口原」(人)



「古」



「毛」



2号木簡 (宋)  
〔V. 木原口人〕



2号木簡 (宋)  
〔V. 古毛〕

圖版203 暗文土器・矢板他





## 報告書抄録

書名	須山藤の木遺跡調査報告							
副書名	平成11年度主要地方道小矢部伏木港線道路建設工事に伴う調査							
シリーズ名	高岡市埋蔵文化財調査報告							
シリーズ番号	第4冊							
編集者名	根津 明義							
編集機関	高岡市教育委員会							
所在地	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 Tel0766-20-1463							
発行年月日	西暦2000年3月24日							
所収遺跡	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
須山藤の木遺跡	富山県高岡市五十里地内	01602	202083	36° 46' 35"	136° 98' 40"	19990713 19991004	1.600m <sup>2</sup>	道路建設工事
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物				
須山藤の木遺跡	莊園?	奈良時代～平安時代前期	掘立柱建物 5棟	土師器、須恵器、大刀足金物、暗文土器 灰釉陶器、矢板、円、木簡など				

---

高岡市埋蔵文化財調査報告 第4冊

須田藤の木遺跡調査報告

発行者 高岡市教育委員会

富山県高岡市広小路7番50号

2000年3月

印刷所 株式会社 チュ・エツ

富山県高岡市本津458-1

---